

平成25年6月1日

山形県青年司法書士協議会25年度第2回研修会

「第1部 東電に対する損害賠償の現状と福島県会の取り組み」

【講師】司法書士 松本亮真 氏（福島県会）

第2部 東京電力に対する原子力損害賠償の実務

内容

第1章 東日本大震災と東京電力福島原子力発電所事故	- 1 -
1 東日本大震災の概要	- 1 -
2 福島第一原子力発電所事故の概要	- 1 -
3 市町村役場機能の移転	- 1 -
4 政府による避難区域等の変遷	- 1 -
第2章 原子力損害賠償請求	- 6 -
1 はじめに	- 6 -
(1) 原子力損害について	- 6 -
(2) 原子力損害賠償紛争審査会（略称「原賠審」）	- 6 -
(3) 原子力損害賠償紛争解決センター（略称「原紛センター」）	- 7 -
(4) 原子力損害賠償請求の手續選択	- 7 -
2 東京電力に対する直接請求（個人）	- 8 -
(1) 概要	- 8 -
(2) 請求状況	- 8 -
(3) 請求書の特徴	- 8 -
(4) 仮払賠償金	- 9 -
(5) 「避難等対象区域」対象者の直接請求	- 10 -
(6) 「自主的避難等対象区域」対象者の直接請求	- 32 -
(7) 簡易請求方式の導入（第3回請求、第4回請求）	- 34 -
(8) 包括請求方式の導入	- 35 -
3 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続きの申立て（以下「原発ADR」と記載）について	- 41 -
(1) はじめに	- 41 -
(2) 司法書士と原発ADRについて	- 43 -
(3) 原発ADRの手續	- 44 -
(4) 最後に	- 49 -
第3章 事例検討	- 52 -
1 警戒区域住民の直接請求	- 52 -
2 原発ADR代理事例（一時的な避難を余儀なくされたことによる精神的損害及び車両の売却損）	- 56 -

第 1 章 東日本大震災と東京電力福島原子力発電所事故

1 東日本大震災の概要

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分 18 秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はマグニチュード 9.0 で、日本周辺における観測史上最大の地震である。震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km のおよそ 10 万平方キロメートルという広範囲に及んだ。この地震により、場所によっては波高 10m 以上の大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

2013 年（平成 25 年）3 月 11 日時点で、震災による死者・行方不明者は約 19,000 人、建築物の全壊・半壊は合わせて 39 万 8 千戸以上である。

2 福島第一原子力発電所事故の概要

東日本地震から約 1 時間後に大津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所は、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、1～3 号機で炉心溶融（メルトダウン）が発生。3 月 12 日に 1 号機での水素爆発が発生したのに続いて、3 月 14 日には 3 号機が水素爆発し、これにより原子炉建屋が吹き飛び、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。このため、原子力発電所のある福島県浜通りを中心に、周辺一帯の福島県住民は長期の避難を強いられている。

3 市町村役場機能の移転

原発事故の避難指示等により、福島県双葉郡の町村では、役場機能の移転を余儀なくされている。

町村名（双葉郡）	役場機能の移転経緯
広野町	小野町（H23/3/15）→いわき市（H23/4/15）→役場本庁で業務再開（H24/3/1）
楢葉町	いわき市（H23/3/12）→会津美里町（H23/3/25）→いわき市（H24/1/17）
富岡町	郡山市（H23/4/14）→郡山市（H23/12/19）
川内村	郡山市（H23/3/17）→役場本庁で業務再開（H24/3/26）
大熊町	田村市（H23/3/13）→会津若松市（H23/4/5）
双葉町	さいたま市（H23/3/19）→埼玉県加須（かぞ）市（H23/4/1）→※いわき市に移転予定
浪江町	浪江町（H23/3/12）→二本松市（H23/3/15）→二本松市（H23/5/23）→二本松市（H24/10/1）
葛尾村	会津坂下町（H23/4/21）→三春町（H23/7/1）

（平成 25 年 2 月現在）

4 政府による避難区域等の変遷

原発事故後、日本政府は、原発事故による近隣住民の影響を踏まえ、住民に対する避難指示や、避難区域等の設定を行ってきた。その変遷については次のとおりである。

政府による避難区域等の変遷

番号	日時	指示・指定	範囲	備考
1	平成23年3月11日 (午後8時50分)	避難指示	福島第一原発から2キロメートル以内	
2	平成23年3月11日 (午後9時23分)	避難指示	福島第一原発から3キロメートル以内	
		屋内退避指示	福島第一原発から3~10キロメートル	
3	平成23年3月12日 (午前5時44分)	避難指示	福島第一原発から10キロメートル以内	
4	平成23年3月12日 (午後6時25分)	避難指示	福島第一原発から20キロメートル以内	同年4月22日に警戒区域に移行(下記6)
5	平成23年3月15日 (午前11時00分)	屋内退避指示	福島第一原発から20~30キロメートル	同年4月22日に解除
6	平成23年4月22日 (図1)	「警戒区域」※を設定	福島第一原発から20キロメートル以内	平成24年4月1日以降に市町村ごとに順次解除、避難指示区域の見直しが行われている
		「計画的避難区域」※を設定	飯館村の全域 川俣町、南相馬市、浪江町、葛尾村の各一部	
		「緊急時避難準備区域」※を設定	広野町の全域 南相馬、田村市、川内村、楢葉町の各一部	平成23年9月30日に解除(図2)
7	平成23年6月30日 ~平成23年8月3日	「特定避難勧奨地点」を設定	伊達市104地点(113世帯)(6月30日) 南相馬市57地点(59世帯)(7月21日) 川内村1地点(1世帯)(8月3日) 南相馬市65地点(72世帯)(8月3日)	伊達市及び川内村の特定避難勧奨地点は平成24年12月14日に解除
8	平成23年11月25日	「特定避難勧奨地点」を設定	南相馬市20地点(22世帯) 伊達市13地点(15世帯)	

※計画的避難区域 … 事故後1年間の積算線量が20mSv以上になると予想される区域

※緊急時避難準備区域 … 第一原発から半径20~30キロメートル以内などで緊急時に避難が求められる区域

※特定避難勧奨地点 … 「計画的避難区域」や「警戒区域」の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点

平成24年4月1日以降は、新たな避難指示区域として「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」を設定することを目指すこととされた。

再編後の区域名	内容
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域
帰還困難区域	長期間(5年超)年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがあり、現時点で50ミリシーベルトを超える地域

平成24年4月1日以降の避難指示区域の見直し状況

番号	日付	市町村	見直し内容	備考
1	平成24年4月1日	川内村	警戒区域を解除し、新たに居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定(図3)	
2	平成24年4月1日	田村市	警戒区域を解除し、新たに避難指示解除準備区域を設定(図3)	
3	平成24年4月16日	南相馬市	警戒区域を解除し、新たに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定(図3)	

4	平成 24 年 7 月 17 日	飯館村	計画的避難区域を解除し、新たに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定（図 4）	
5	平成 24 年 8 月 10 日	檜葉町	警戒区域を解除し、新たに避難指示解除準備区域を設定（図 5）	
6	平成 24 年 12 月 10 日	大熊町	警戒区域を解除し、新たに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定（図 6）	平成 24 年 9 月 21 日、町議会において「町として 5 年間は帰町しない」ことを判断。上記判断等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、区域再編における避難指示解除時期を全町一律に原発事故から 6 年後の平成 29 年 3 月 11 日とすることを決定した。このため、原子力損害賠償（直接請求）の土地・建物に係る賠償（第 2 章 2(5)(H)イ）において再編後の各区域に応じた賠償額に格差が生じないことになった。
7	平成 25 年 3 月 22 日	葛尾村	警戒区域を解除し、新たに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定（図 7）	
8	平成 25 年 3 月 25 日	富岡町	警戒区域を解除し、新たに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定（図 7）	平成 24 年 9 月 26 日、町議会において「今後 5 年間は帰還できない」宣言案を採択、同日、遠藤勝也町長が「今後 5 年間は帰還できない」宣言をした。
9	平成 25 年 4 月 1 日	浪江町	警戒区域を解除し、新たに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を設定（図 7）	平成 24 年 10 月 12 日、臨時の町議会にて避難指示解除を 5 年後（震災から 6 年後）とする復興計画案を採決している。

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

避難指示区域の見直し未了の町村は、双葉町と川俣町の一部のみとなったが、遅滞なく、区域見直しの実施予定である（平成 25 年 4 月 1 日現在）。

図1 平成23年4月22日～同年9月30日

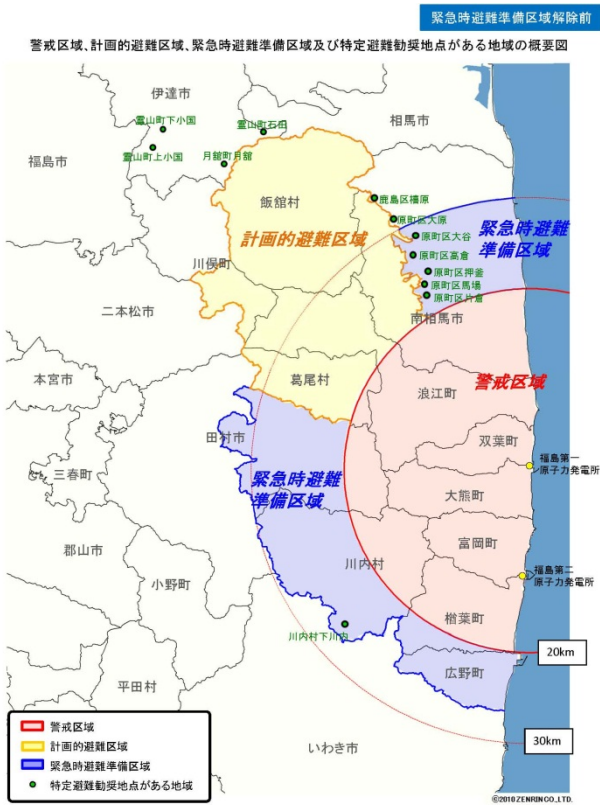


図2 平成23年9月30日～平成24年3月30日

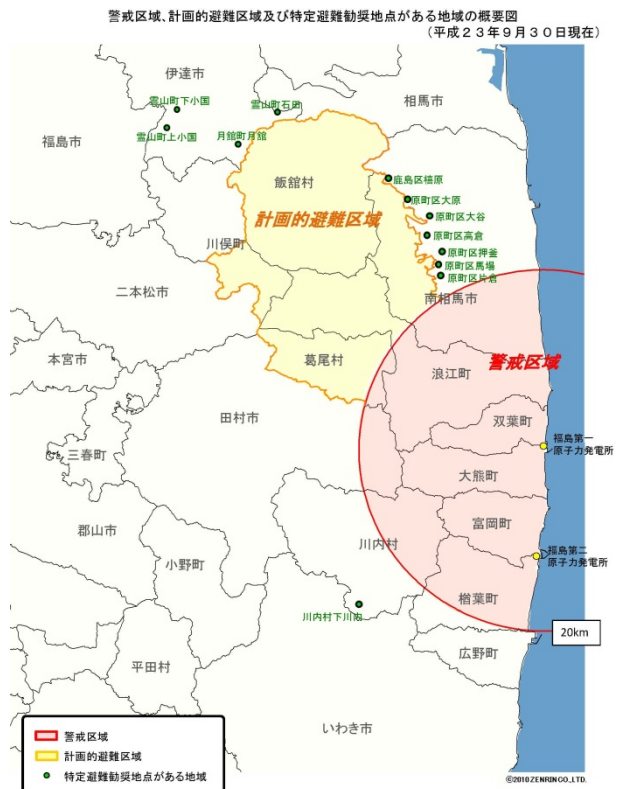


図3 平成24年4月1日以降

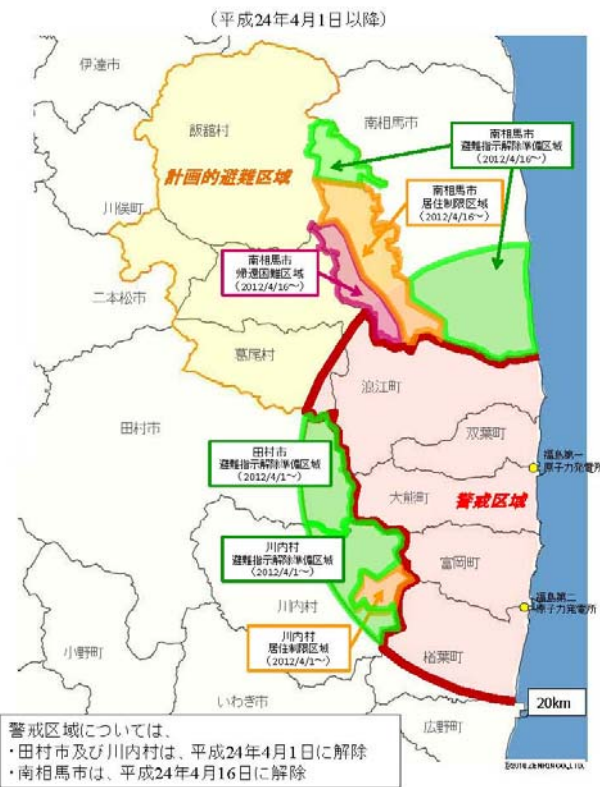


図4 平成24年7月17日以降

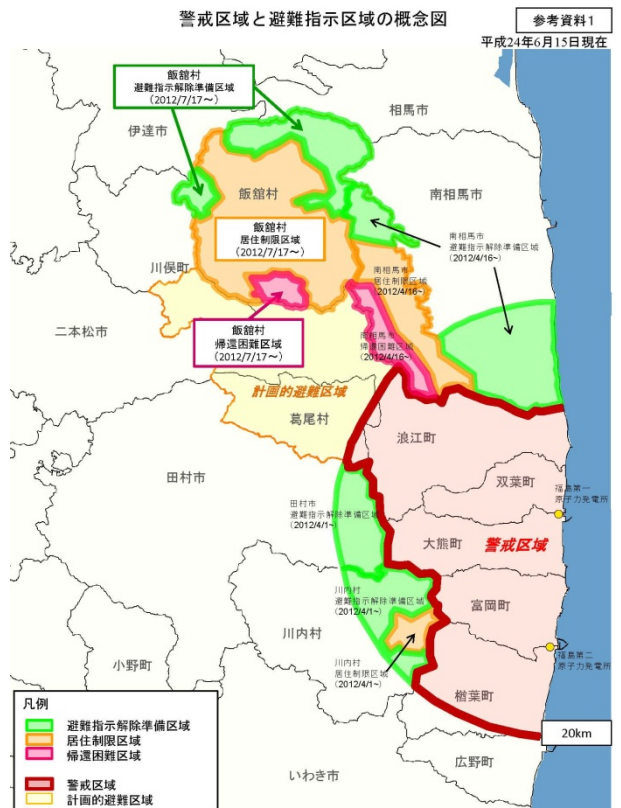
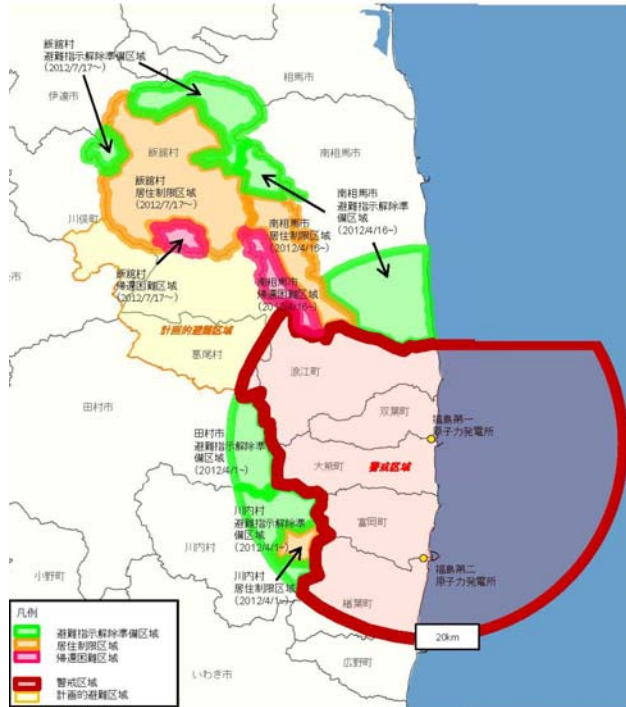


図5 平成24年8月10日～

檜葉町等における区域見直し前後の避難指示区域と警戒区域の概念図 参考資料1

平成24年7月31日

【檜葉町等の区域見直し前(現在)】



【檜葉町等の区域見直し後】

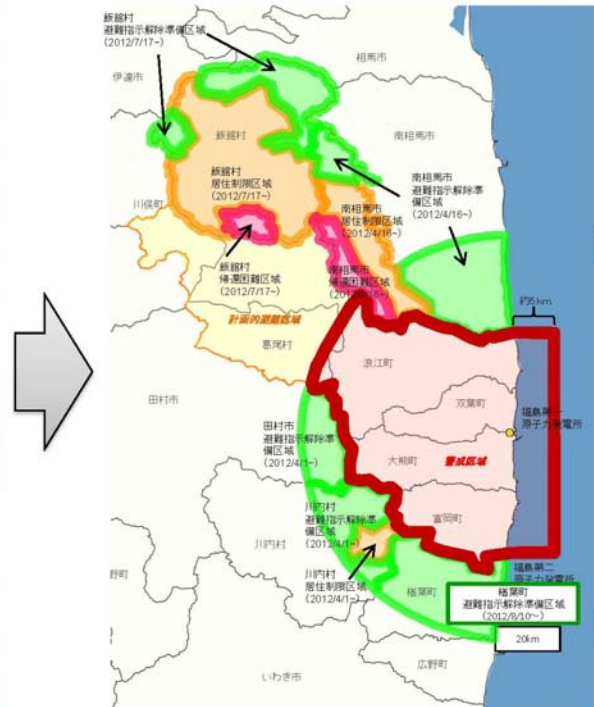


図6 平成24年12月10日以降

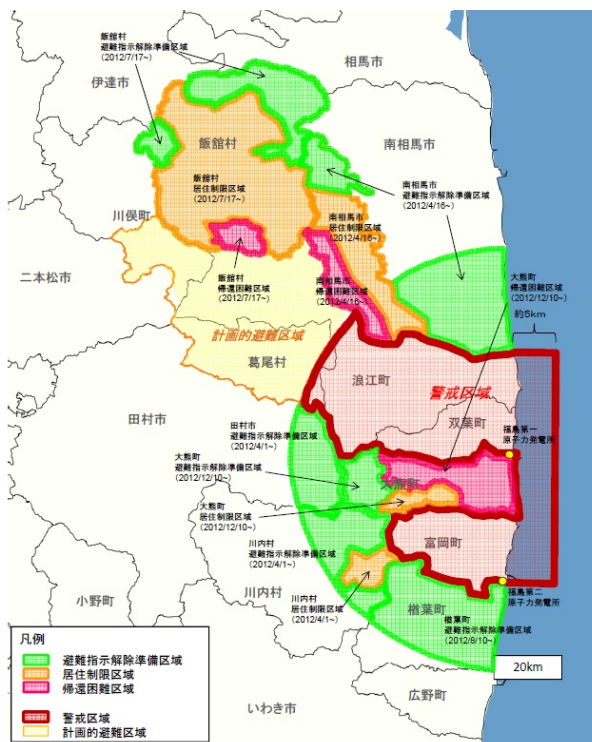
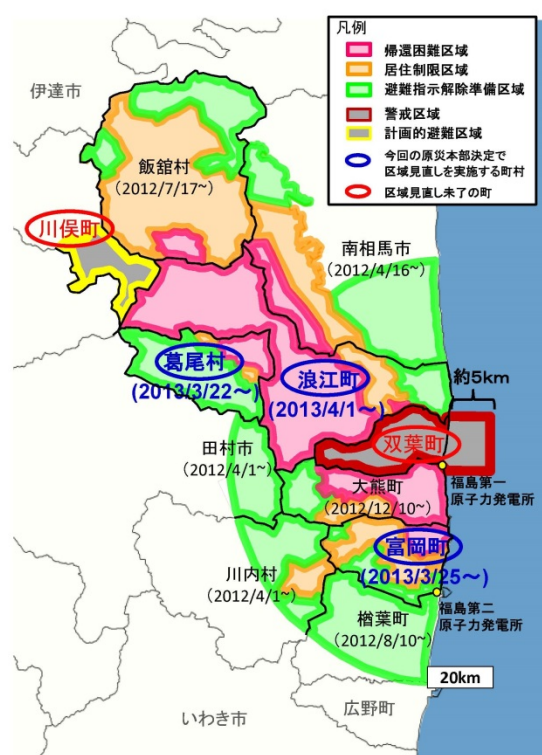


図7 平成25年3月7日現在



(経済産業省HPより)

第2章 原子力損害賠償請求

1 はじめに

(1) 原子力損害について

原発事故が起きたときは、原子力事業者が損害賠償責任を負うとされている（原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第3条第1項）。

原子力損害（原発事故と相当因果関係がある損害）かどうかの認定は、加害者である原子力事業者と被害者との間の話し合いで行われるのが基本だが、話し合いで解決しない場合は、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介の申し出ができるほか、民事訴訟、民事調停の手続きによることもできる。

(2) 原子力損害賠償紛争審査会（略称「原賠審」）

原子力損害賠償紛争審査会とは、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合、原賠法第18条に基づいて文部科学省に臨時的に設置される機関であり、和解の仲介及び原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定などを行うことを役割とする。今回の福島原発事故では、平成23年4月11日に設置され、同15日に初会合が開かれた。委員は10人で、法学者、医学者が大半である。

福島原発事故では、これまで、第一次指針、第二次指針、第二次指針追補、中間指針（第一次指針、第二次指針、第二次指針追補の内容がすべて含まれる）、中間指針追補（自主的避難等に関する損害について）、中間指針第2次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）が決定、公表されている。東京電力が自ら作成する直接請求に関する請求書における賠償基準も、ほとんどがこの指針に基づいたものである。

指針の策定	内容
第一次指針 (平成23年4月28日)	住民の避難費用、営業損害、就労不能等に伴う損害、財産価値の喪失又は減少等、検査費用（人・物）、生命・身体的損害、精神的損害、及び航行危険区域設定や出荷制限指示等に係る損害について、範囲や損害の算定方法の考え方を明らかにした。
第二次指針 (平成23年5月31日)	住民の一時立入費用、帰宅費用、精神的損害、及び農水産物等の出荷制限、作付断念、作付制限、風評被害について、範囲や損害の算定方法の考え方を明らかにした。
第二次指針追補 (平成23年6月20日)	第2次指針の中で検討事項とされた損害額の具体的な算定方法等の考え方を明らかにした。
中間指針 (平成23年8月5日)	第1次指針、第2次指針、第2次指針追補で既に決定、公表した内容にその後の検討事項を加え、賠償すべき損害と認められる範囲の損害類型が示された。なお、既に決定・公表済みの第1次指針及び第2次指針で賠償の対象と認めた損害項目及びその範囲等については、必要な範囲でこの中間指針で取り込んでいることから、今後の損害の範囲等については、本中間指針をもってこれに代えることとされた。
中間指針追補 (平成23年12月6日)	自主的避難（政府による避難指示等に基づかずに行った避難）に係る損害、自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けた者が抱き続けたであろう放射線被曝への恐怖や不安に係る損害が示された。
中間指針第二次追補 (平成24年3月16日)	政府（原子力災害対策本部）が、平成23年12月26日に策定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、現在設定されている避難指示区域を見直し、平成24年3月末を一つのめどに新たな避難指示区域を設定することを予定したことにより、この避難区域等の見直し等を踏まえた考え方を示した。
中間指針第三次追補 (平成25年1月30日)	広範な地域及び産品で買い控え等の被害が確認されていることから、中間指針で認められた品目、区域に加え、風評被害として認められる類型が追加された。 追加されたのは、北海道・東北の一部・関東の一部の農林水産物、茶、牛乳、乳製品などである。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センター（略称「原紛センター」）

原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関（ADR機関）である。今般の東京電力の福島第一、第二原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原賠審のもとに設置された。原紛センターは、文部科学省の他、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らにより構成されている。

原紛センターは、被害者の申立てにより、弁護士の仲介委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指すものである。

現在、事務所として東京第一事務所（東京都港区西新橋）、東京第二事務所（東京都港区新橋）及び福島事務所（郡山市）がある。また、福島事務所の支所として県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）があり、ADR口頭審理期日の開催や、申立書の受領、ADR手続に関する説明などの業務を行っている。

(4) 原子力損害賠償請求の手続選択

損害賠償請求の方法としては、①東京電力への直接請求、②原紛センターへの和解仲介申立て（以下「原発ADR」という。）、③民事訴訟、民事調停の手続きが考えられる。

東京電力に対する直接請求の方法で行うことが多いと思われるが、直接請求の内容に合意できないときは、原発ADRや訴訟を提起するなどの方法により解決することも可能である。

① 直接請求

これまで東京電力は、原賠審の指針の決定を受けて、同指針の基準による請求書を作成し、定期的に被害者に送付している。直接請求とは、被害者が東京電力から送付される請求書に必要事項を記入し、東京電力に請求することにより賠償を受ける方法である。

② 和解仲介申立て（原発ADR）

原紛センターに和解仲介の申立てをし、東京電力と合意することによって損害賠償を受ける方法である。

今回の原子力事故については、原賠審が定めた中間指針に基づき損害賠償の範囲が類型化されているが、原発ADRでは、中間指針に基づいて類型化されたものだけでなく、個別事情についても、当事者から事情を聴き取ってしっかりと対応している。ただし、仲介委員の和解案には強制力がないので、東京電力がそれに応じるとは限らず、その場合は別な方法を検討する必要がある。申立て自体に費用はかからない。

③ 民事訴訟

裁判所へ民事訴訟を提起して判決を勝ち取り、損害賠償を受ける方法である。

当事者の主張が食い違っても、最終的には、証拠に基づいて、必ず裁判所が判決という形で判断を下す。ただし、請求金額に応じて訴訟手数料がかかること、訴訟に代わる簡易的な手続である原発ADRが用意されていることから、当初は訴訟提起による損害賠償請求はあまりなされていなかったが、原発ADRの現在までの実績によれば、中間指針を大きく超えるような和解案が提示される期待が低いことから、集団申立てをしている各地の弁護団などが訴訟提起をするといった動きが出てきている。

2 東京電力に対する直接請求（個人）

(1) 概要

東京電力は、平成 23 年 8 月 3 日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、同年 8 月 5 日に原賠審において決定された中間指針（正式には「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」）を踏まえ、確定した損害に対する本賠償に向けた取り組みを進め、損害賠償請求の対象者に対し請求書用紙（第 1 回）を送付した。

またその後も、指針の追加、補充等の内容を踏まえ、定期的に対象者に請求書用紙を送付している。請求書の種類は、地域、個人、法人事業者、業種によって様々なタイプが存在し、その数は現在では数十種類に及んでいる。以下、個人向けの賠償を中心に述べる。

東京電力に対する直接請求では、世帯単位で請求し、その代表者が合意すれば指定した銀行口座へ賠償金が入金される。途中からの世帯分離も可能であり、世帯の仮払賠償金は世帯主の本賠償で清算される。また、すべての項目について合意する必要はなく、項目ごとの一部分についての合意も認めるようになった。

(2) 請求状況

東京電力の総合特別事業計画（2012 年 4 月 27 日策定、同年 5 月認定）によると、平成 24 年 4 月末までに仮払賠償金の支払い対象世帯のうち約 8 割にあたる約 52,000～53,000 世帯からの請求を受ける見込みとされている。

これまでの東京電力の賠償実績は次のとおりである。

東京電力の賠償実績（東京電力発表 平成 25 年 3 月 15 日現在）

	個人	個人（自主的避難等に係る	法人・個人事業主など
請求受付	約 354,000 件	約 1,254,000 件	約 156,000 件
合意件数 （合意額）	約 316,000 件 （約 6,115 億円）		約 134,000 件 （約 10,112 億円）
本賠償の累計件数 （賠償金額）	約 294,000 件 （約 5,243 億円）	約 1,201,000 件 （約 3,423 億円）	約 132,000 件 （約 9,670 億円）
本賠償金額合計			約 18,336 億円（①）
仮払賠償金（本賠償に充当された金額は除く）			約 1,490 億円（②）
支払合計			約 19,827 億円（①+②）

（東京電力ホームページより）

(3) 請求書の特徴

直接請求の請求書は、平成 23 年 9 月 27 日に第 1 回請求書が被害者に送付されて以来、3 か月ごとに準備されている。

これまで送付された請求書（「避難等対象区域」の対象者）の特徴は次のとおりである。

請求回	対象期間	様式及び請求書発送日	備考
第1回	平成23年3月11日 ～平成23年8月31日 (6か月分)	請求様式「個人さま用A」 平成23年9月27日より発送	・156ページに及び説明書。 ・合意書における「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」という表記は削除されることになった
		「ご請求簡単ガイド」 平成23年10月12日より発送	・請求書がわかりにくいとの苦情が相次いだことにより発行された
第2回	平成23年9月1日 ～平成23年11月30日 (3か月分)	請求様式「個人さま用2A」 平成23年12月5日より発送	・第1回分も併せて請求することが可能
第3回	平成23年12月1日 ～平成24年2月29日 (3か月分)	請求様式「個人さま用3簡」 平成24年3月9日より発送 ※第1回、第2回を合意していることが前提	・簡易請求方式を導入、証明書類の添付を原則不要とし、チェック方式で計算できるようになった ・親戚宅や知り合い宅への宿泊実費分が認められた ・自主的避難等に係る損害が追加された
第4回	平成24年3月1日 ～平成24年5月31日 (3か月分)	請求様式「個人さま用4簡」 平成24年6月29日より発送 ※第3回を合意していることが前提	・簡易請求方式 ・就労不能損害の算定方法を変更（「特別の努力」の反映） ・旧緊急時避難準備区域における精神的損害の取扱いの見直し（避難の有無や帰還した時期にかかわらず賠償） ・「検査費用（人）」が請求項目から除外された（福島県による「県民健康管理調査」の開始に伴う）
第5回	平成24年6月1日～	請求様式「個人さま用（包括請求）」 平成24年9月27日より発送	・包括請求方式の導入 ・「生命・身体的損害」が別請求になった ・交通費、生命・身体的損害の算定方法の見直し

(4) 仮払賠償金

平成23年4月15日、「原子力発電所事故による経済被害対応本部」において、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を余儀なくされている人々に対して、避難による損害への充当を前提に、東京電力から当面の必要な資金を速やかに支払うようにとの決定がなされた。

これを受け、東京電力は、当面の必要な資金をとして、対象者に対して、仮払賠償金の支払いを実施した（第1次仮払賠償金）。さらに、その後、追加の仮払賠償金の支払いを実施した（第2次仮払賠償金）。

なお、仮払賠償金の受付は、平成23年9月26日までとされ、同月27日からは本賠償の対象となった。

これら仮払賠償金は、将来、具体的な損害が確定した段階で、損害賠償金に充当される性質のものであり、万一仮払いの方が多ければ、超過額については東京電力に返還すべきことになる。

仮払賠償金の支払い

発表日	対象者	金額
平成23年4月15日 (第1次仮払賠償金)	「避難区域」「屋内退避区域」 「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」を含む市町村で、具体的な範囲については、関係市町村との調整を踏まえて決定	1世帯あたり100万円 (単身世帯の場合は75万円)

平成 23 年 7 月 5 日 (第 2 次仮払賠償金)	平成 23 年 3 月 11 日時点で、「避難区域」「屋内退避区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に生活の本拠があり、原発事故により「避難」「屋内退避」を余儀なくされた方	①1 人あたり 30 万円 ・平成 23 年 6 月 10 日時点で避難している方 ・避難後平成 23 年 5 月 11 日～6 月 10 日の間に帰宅した方 ・計画的避難区域から 6 月 11 日以降に避難した方、緊急時避難準備区域から平成 23 年 6 月 11 日～19 日に避難した方 ②1 人あたり 20 万円 ・避難後平成 23 年 4 月 11 日～5 月 10 日の間に帰宅した方 ③1 人あたり 10 万円 ・避難後平成 23 年 4 月 10 日までに帰宅した方、屋内退避のみの方
平成 23 年 8 月 25 日 (第 2 次仮払賠償金)	南相馬市のうち、上記区域を除いた区域（主に鹿島区の住民）	①1 人あたり 30 万円 ・平成 23 年 6 月 10 日時点で避難している方 ・避難後平成 23 年 5 月 11 日～6 月 10 日の間に帰宅した方 ②1 人あたり 20 万円 ・避難後平成 23 年 4 月 11 日～5 月 10 日の間に帰宅した方 ③1 人あたり 10 万円 ・避難後平成 23 年 4 月 10 日までに帰宅した方、屋内退避のみの方、平成 23 年 4 月 22 日以降に避難した方

※仮払賠償金の受付は、平成 23 年 9 月 26 日まで。同月 27 日からは本賠償の対象となった。

(5) 「避難等対象区域」対象者の直接請求

「避難等対象区域」とは、政府の指示による避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点並びにその他地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域をいう。

賠償範囲は、おおむね原賠審が策定した指針に基づいており、請求書では、「避難生活等による精神的損害」、「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「就業不能損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」、「財物価値の喪失又は減少」、「自主的避難等にかかる損害」の各項目となっている。

(A) 避難生活等による精神的損害

原発事故により避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害や屋内退避を長期間余儀なくされたことによる精神的損害を賠償するものである。

損害発生の始期は、原則として個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、事故発生日の平成 23 年 3 月 11 日である。ただし、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年 6 月 20 日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

賠償金額は、月ごとに区分され、1 人あたり 1 か月 10 万円（避難所、体育館、公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者についてはその月は 12 万円）である。

なお、中間指針では、事故発生から 6 か月（第 1 期）は月 10 万円（12 万円）、第 1 期終了から 6 か月間（第 2 期）は月 5 万円、第 2 期終了から終期までは事故の収束状況等を踏まえ検討するのが妥当とされていた。しかしながら、原紛センターの運営上は、避難生活の不便さは第 2 期には減少しても、今後の生活の見通しが立たない不安が増大していることから、この不安に対する慰謝料として別途 1 人あたり月 5 万円を目安とされた。また、避難所等での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる（日常生活阻害慰謝料）第 2 期の慰謝料は、1 人あたり月額 5 万円から 2 万円を増額した 7 万円を賠償すべき損害とした。つまり、中間指針は、第 2 期の精神的損害として 1 人あたり月額 5 万円のまま変更はないが、原紛センターでは、同期の精神的損害として、月 10 万円（避難所等の避難生活者は 12 万円）を目安として運用するものとしている。東京電

力の直接請求においても、1か月あたりの賠償金額に変更はない。

避難者が、避難等によって生活費が増加した部分は、この精神的損害に含まれるとされている。避難生活等による生活費の増加費用としては次の物が例示として挙げられている（第5回請求書より）。

項目	品目名
日用被服	外出着、部屋着、下着、手袋
生活用品等の消耗品	食費、酒、たばこ、ガソリン、軽油、通信費、新聞購読料金、NHK受信料、放送料金
水道光熱費	ガス料金、灯油、電気料金、水道料金

ア 警戒区域、計画的避難区域

避難している期間に応じて、1か月あたり10万円（12万円）が賠償される。

イ 緊急時避難準備区域

① 当初の取扱い

平成23年6月19日までに避難等対象区域外へ避難を行った者は、避難している期間に応じて、1か月あたり10万円（12万円）が賠償される。

平成23年6月20日以降に避難を行った場合でも、それが子供、妊婦、要介護者、入院患者等であるときは、避難している期間に応じて、1か月あたり10万円（12万円）が賠償される。

上記以外の者は、一律10万円が賠償される。

② 早期帰還者等の取扱いの変更

平成24年7月24日、東京電力は、原賠審の中間指針第二次追補及び同年7月20日に政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、旧緊急時避難準備区域の賠償の基準を変更した。

これにより、早期帰還者や、避難せずに当該区域に滞在していた者に対し、精神的損害の賠償を受けていない期間について、1か月あたり10万円が遡って賠償されることになった。

③ 賠償の打ち切り

これまで同様の賠償（月10万円か12万円）は平成24年5月31日で終了となる。

平成24年6月1日以降は、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの3か月分の精神的損害にかかる慰謝料として避難先にかかわらず1人あたり30万円の賠償金、さらに、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの7か月分の通院交通費等の生活費増加分として1人あたり20万円の賠償金が支払われる。また、中学生以下の者については、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの7か月の期間について、学校などの再開状況を踏まえ月額5万円（合計35万円）の精神的損害の賠償が加算される。

以上の賠償をもって、当地区の避難生活等による精神的損害の賠償は打ち切られる。

ウ 特定避難勧奨地点

特定避難勧奨地点に設定された月から、避難している期間に応じて、1か月あたり10万円（12万円）が賠償される。

エ 旧屋内退避区域及び南相馬市の一部区域

① 当初の取扱い

平成23年4月22日までに避難等対象区域外へ避難を行ったものは、避難している期間に応じて、

1 か月あたり 10 万円（12 万円）が賠償される。賠償の終期は平成 23 年 9 月 30 日までである。
上記以外の者は、一律 10 万円が賠償される。

② 早期帰還者等の取扱いの変更

平成 24 年 7 月 24 日、東京電力は旧屋内退避区域及び南相馬市の一部区域の賠償の基準を変更した。
理由は上記イ ii) と同じである。

これにより、早期帰還者や、避難せずに当該区域に滞在していた者に対し、精神的損害の賠償を受けていない期間について、1 か月あたり 10 万円が賠償されることになった。対象期間は平成 23 年 3 月 11 日から賠償の終期である平成 23 年 9 月 30 日までの 7 か月分である。

(B) 避難・帰宅費用

対象区域から避難するために負担又は帰宅に伴い負担した交通費、家財道具の移動費用、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費用及びその付随費用が賠償の対象である。

ア 交通費

① 第 1 回請求から第 4 回請求までの取扱い

同一都道府県内の移動は、移動手段にかかわらず 1 人につき、移動 1 回あたり 5,000 円である。ただし、負担額が 5,000 円を超えるときは領収書などで証明できれば実費が賠償される。

自家用車の移動で、都道府県を超える場合は、車 1 台につき、移動 1 回あたりの金額が一覧表（「標準交通費一覧表（自家用車用）」）（末尾掲載）で定められている。

自家用車以外の手段によって都道府県を超える場合は、1 人につき、移動 1 回あたりの金額が一覧表（「標準交通費一覧表（その他交通機関）」）（末尾掲載）で定められている。

なお、交通費を支払う避難・帰宅回数は、第 1 回請求で 10 回までとされ、第 2 回請求では、交通費を請求する避難・帰宅回数が 10 回を超えるときは事情説明が必要とされた。

② 第 5 回請求以降の取扱い

第 5 回請求から、交通費の取扱いが変更となった。賠償される金額は次のとおり。

交通手段	賠償額	備考
電車、バス	負担した交通費の実費	領収書不要
電車、バス以外の公共交通機関	領収書に記載の金額	第 5 回請求を除き、領収書の添付が必要
自家用車	移動距離 (km) × 22 円 (最低金額 330 円)	

イ 宿泊費

① 宿泊実費

宿泊にかかる実費（領収書に記載の金額）が賠償される。平成 23 年 11 月 30 日までは宿泊制限はないが、同年 12 月 1 日以降は 5 泊分までが賠償の対象とされている。

② 親戚宅や知り合い宅への宿泊実費

第 3 回請求において、親戚宅や知り合い宅への宿泊実費（名目は謝礼その他であっても対象となる）については、領収書の提出がなくとも遡って認められるようになった。賠償金額の範囲は、1 世帯当たり 1 泊につき 2,000 円が目安とされ、1 か月の上限が 60,000 円までとされた。対象期間は平成 23 年 3

月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までであり、平成 23 年 12 月 1 日以降においては親戚宅や知り合い宅への宿泊実費は賠償の対象にはなっていない。

③ 賃貸住宅の家賃にかかる費用実費

避難先が賃貸住宅の場合に負担した家賃（賃借料）については、第 4 回請求までは「その他請求項目」にて請求することができる。家賃補助を受けたときは、差額分が賠償の対象である。家賃（賃借料）がわかる賃貸借契約書（コピー）の添付が必要となる。第 5 回請求（包括請求）では、「家賃にかかる費用相当額」として請求項目が別途設けられた。

ウ 家財道具の移動費用

一度の避難につき、片道を 1 回として 2 回分（1 往復分）までが認められている。

1 回（片道）分の交通費は、自家用車での移動の場合は、避難・帰宅費用の交通費（上記ア）と算定方法は同じである。自家用車以外（運送業者等）での移動の場合は、実費（領収書に記載の金額）が賠償される。

第 1 回請求、第 2 回請求の回数制限は、自家用車による移動が 20 回（10 往復）まで、その他の手段による移動が 10 回までとされている。

(C) 一時立入費用

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入」に参加又は住居ある避難等対象区域の解除後自ら一時立入するために負担した交通費、宿泊費、家財道具の移動費用、除染費用を賠償するものである。支払いは 1 か月あたり 1 回（第 2 回請求では月 1 回を超えるときは事情説明が必要）までとされている。

ア 交通費

片道あたり、「(B) 避難・帰宅費用 ア交通費」と同じ額が賠償される。

イ 宿泊費

宿泊にかかる実費（領収書に記載の金額）が賠償される。一時立入 1 回あたり 2 泊が目安とされている。

ウ 家財道具の移動費用

賠償額は「(B) 避難・帰宅費用 ウ家財道具の移動費用」と同じである。その他の手段による家財道具の移動は、1 回の一時立入について 1 回までとされている。

エ 除染費用

一時立入に伴う、身体及び持ち出された物の除染にかかる費用を賠償するものである。

賠償額は、1 人あたり 1 回の一時立入あたり 5,000 円である。ただし、負担額が 5,000 円を超えるときは領収書などで証明できれば実費が賠償される。

(D) 生命・身体的損害

次の損害を賠償するものである。

- ・ 原発事故により避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、

薬代、精神的損害等

- ・原発事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

なお、後遺障害を伴わない疾病・障害を対象としており、後遺障害・心的外傷後ストレス障害（PTSD）等及び死亡に関する賠償については、個別に対応することとなっている。

原則として、最初の受診が平成23年3月11日から平成23年11月30日までのものが賠償の対象になる。

ア 医療費

原発事故後、新たに発症した傷病に対しては、負担した医療費の実費（領収書に記載の金額）すべてが賠償される。既往症（平成23年3月11日時点ですでに発症又は負傷していた傷病で、治癒していないもの）の悪化であるときは、負担した医療費の実費（領収書に記載の金額）の累計額が10万円未満のときは全額が賠償されるが、累計額が10万を超えた場合、超えた部分についてはその50%が賠償される。

なお、請求額の累計額が10万円（第2回請求では20万円）を超えるときは、承諾書（東京電力の委託会社が傷病の調査をすること）と指定診断書（東京電力指定の書式による診断書）の提出が求められる。

イ 交通費

通院にかかる交通費を賠償するものである。

① 第1回請求から第4回請求までの取扱い

タクシーを利用したときは領収書記載の金額が、その他の交通機関を利用したときは受診1回あたり5,000円が賠償される。ただし、負担額がこれを超えるときは領収書などで証明できれば実費が賠償される。

② 第5回請求からの取扱い

「(B)避難・帰宅費用 ア交通費」と同様である。

ウ 宿泊費

通院等にかかる宿泊費を賠償するものである。

宿泊にかかる実費（領収書に記載の金額）が賠償され、通院1回あたり1泊までとされている。

エ 生命・身体的損害による就労不能損害

後記(E)「就労不能損害」の基準に準じて賠償される。

原発事故に伴う避難生活と生命・身体的損害との間に因果関係があることを確認するため、指定診断書（東京電力指定の書式による診断書）の提出が必要となる。

オ 入通院慰謝料

入通院に伴う慰謝料を賠償するものである。

第1～4回請求（対象期間平成23年3月11日～平成24年5月31日）では、治療開始日から治療終了日までの日数と実治療日数の2倍の日数を比較して、少ない日数を対象に、1日あたり4,200円が賠償される。第5回請求（平成24年6月1日～）からは、算定基準が変わり、入通院した日数に応じて賠償されることとなった。

なお、原発事故に伴う避難生活と生命・身体的損害との間に因果関係があることを確認するため、指定診断書（東京電力指定の書式による診断書）の提出が必要となる。

カ 指定診断書取得費用

医療費の累計額が10万円（第2回請求では20万円）を超える場合（上記ア後段）並びに生命・身体的損害による就労不能損害（上記エ）及び入通院慰謝料（上記オ）を請求するときは、東京電力の指定診断書が必要となるが、その取得費用（領収書に記載の金額）も賠償の対象となる。

(E) 就労不能損害

原発事故により避難等を余儀なくされた勤労者や、平成23年3月11日時点で就職・復職を予定していた者が、原発事故による避難等によって就労が困難となり減収又は失業状態となった場合の給与等の減収分を賠償するものである。

ア 就労不能にかかる損害

従前平均月収（平成22年1月～12月もしくは平成22年4月～平成23年3月の平均月収のいずれか高い金額）からの減収分が賠償される。月収相当額には、賞与・残業代・各種手当等を含むが、退職金・通勤手当は含まれない。

なお、従前の給与額等の確認ができない場合は、就労の形態に応じて、それを4つの就労タイプに区分し、区分別に従前平均月収を算定する。

就労タイプ	勤務時間	就労期間	平成23年2月末時点での 継続就労期間
タイプ1	フルタイム (月平均140時間以上)	定めなし	
タイプ2		期間雇用	6か月以上
タイプ3			6か月未満
タイプ4	パートタイム (月平均140時間未満)		

就労タイプに応じて、タイプ1は15万円、タイプ2及び3は9万円、タイプ4は3万円を従前平均月収として賠償される。

就労事実は確認できるが、就労タイプが確認できないときは、タイプ4として取り扱われる。

イ 転居費用

原発事故により、対象区域内にあった勤務先が移転、休業等を余儀なくされたために勤務場所を変更又は転居した場合の転居にかかる費用を賠償するものである。具体的には、①家財道具移動費用、②交通費、③宿泊費、④礼金・仲介手数料、⑤交通費負担部分が賠償の対象である。

① 家財道具移動費用

賠償額は、自家用車での都道府県内の移動であれば、転居1回あたり5,000円である。ただし、負担額がこれを超えるときは領収書などで証明できれば実費が賠償される。自家用車での都道府県外への移動では、東京電力が定める「標準交通一覧表（自家用車）」に該当する金額が賠償される。自家用車での家財道具の移動費用の賠償は2回までとされる。

自家用車以外（運送業者等）での移動の場合は、実費（領収書に記載の金額）が賠償される。回数は1回までとされる。

② 交通費

転居に伴う交通費を賠償するものである。

転居1回あたりの賠償額は、「②避難・帰宅費用 ア交通費」と同様である。

③ 宿泊費

宿泊にかかる実費（領収書に記載の金額）が賠償される。転居1回あたり1泊が目安とされる。

④ 礼金、仲介手数料

領収書に記載の金額が賠償される。

⑤ 通勤費増加分

第4回請求までは、勤務先から通勤費が支給されていないときに限り、1か月あたり5,000円が賠償される。ただし、自家用車での交通費で、燃費を1リットルあたり8km、ガソリン価格を1リットルあたり151.2円として算出した交通費が5,000円を超えるときは、その金額が賠償される。

第5回請求（包括請求）では、自家用車での交通費については、通勤距離1kmあたり22円で計算した交通費（燃費を1リットルあたり8km、ガソリン価格を1リットルあたり170円として変更している）の増加分が賠償される。

ウ 「特別の努力」の反映

中間指針第二次追補では「就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時的就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。」とされたことから、第4回請求（対象期間平成24年3月1日～平成24年5月31日）から、就労で得た一定範囲について、賠償金から控除せずに支払うことになった。なお、遡及して賠償することにはなっておらず、第1回から第3回請求分（対象期間平成23年3月11日～平成24年2月29日）については現在のところ認められていない。

対象者は平成23年3月11日以降に新たに就労した就労先から収入を得ている者である。なお、控除しない金額は月額50万円を上限としている。

(F) 検査費用（人）

原発事故により、受診した健康診断費用及び放射線検査費用並びに検査に伴う交通費及び宿泊費を賠償するものである。

第4回請求（対象期間平成24年3月1日から平成24年5月31日）からは、福島県による「県民健康管理調査」の開始に伴い、負担なく継続的に検査を受けられるようになったことから、賠償の対象から除かれた。

ア 検査費用

健康診断費用については、1人につき1回あたり8,000円が、放射線検査費用については1人につき1回あたり15,000円が賠償される（領収書又は受診を証する書類が必要）。

なお、1回あたりの費用が8,000円（放射線検査費用については15,000円）を超えるときは領収書及び具体的な理由が必要となる。

イ 交通費

受診、検査に伴う交通費を賠償するものである。

金額は、(D) 生命・身体的損害のイ交通費と同様である。

ウ 宿泊費

宿泊にかかる実費（領収書に記載の金額）が賠償される。検査 1 回あたり 1 泊までとされる。

(G) 検査費用（物）

対象区域内の者が、対象区域にあった財物にかかる放射線検査をしたとき費用を賠償するものである。賠償金額は、1 回あたり 17,000 円が賠償される（検査を受けたことを証する書面が必要）。なお、1 回あたりの費用が 17,000 円を超えるときは領収書及び具体的な理由が必要となる。

(H) 財物価値の喪失又は減少

原発事故により避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う合理的な追加費用を賠償するものである。動産だけではなく不動産も含む。

財物価値の喪失又は減少にかかる賠償（以下、「財物賠償」という。）については、東京電力は当初、被害者の財物状況の確認や想定が難しいことや、放射性物質の除染について実施主体や方法を含めた国等の方針が明らかになっていないことを理由に、後日案内するとしていた。

ア 自動車等の賠償

財物賠償の基準が明らかにされないなか、自動車等の賠償については、平成 24 年 2 月 7 日より、二輪自動車及び特殊自動車を除く自動車について、東京電力独自の基準による賠償が開始された。

その後、平成 24 年 4 月 25 日に二輪自動車が対象に追加され、同時に、避難指示区域の見直しにより、対象区域が追加された。また、修理により使用可能となった自動車に対する賠償が開始された。

なお、この時点では依然として対象とされていない特殊自動車（建設重機、農業機械等）、原動機付自転車、軽車両（自転車等）については、後日開始される、個人事業主及び法人の償却資産に係る賠償や個人の家財の賠償に含まれるものとされた。

① 使用不能となった自動車の賠償

賠償の対象となる自動車	<p>警戒区域内、帰還困難区域（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏外の地域を含む）（以下「対象区域」という）にある四輪自動車（特殊自動車を除く）及び 125cc 超の二輪自動車のうち、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 原発事故に伴う対象区域の設定により、管理不能となったため故障した自動車（自動車整備会社等が作成した故障内容が分かる記録が必要）</p> <p>(b) 原発事故に伴う放射線量が基準値を超えたことによって、対象区域外への持出しができない自動車</p> <p>(c) 対象区域内にあり、再使用又は譲渡する意思がないため、当社事故に伴う国土交通省の特例措置により、永久抹消登録済みである自動車（ただし、警戒区域から居住制限区域又は避難指示解除準備区域に変更された区域にある自動車については、上記特例措置の対象外となることから、請求するにあたり、予め廃車手続きが必要となる）</p> <p>※国土交通省の特例措置とは、国土交通省通達「福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に係る自動車の抹消登録手続について」（平成 23 年 6 月 9 日付 国自情第 55 号）に基づく措置。原発事故に伴う警戒区域・帰還困難区域設定により立入制限措置が講じられることから、同区域内の車両について、自動車として再使用又は譲渡する意思のない所有者に対し、国土交通省の通達により特例措置として認められている永久抹消登録及び返納届出をいう。</p> <p>※地震あるいは津波による損害は除かれる。</p> <p>※(a)又は(b)に該当する自動車についても、予め国土交通省の特例措置による永久抹消登録（又は廃車手続き）が必要となる。</p>
-------------	---

請求対象者	上記の対象自動車の所有者。 ただし、自動車ローンを利用して当該自動車を購入したことにより、所有者と使用者が異なる場合は、使用者が請求する。なお、この場合、算定した賠償金額から、まず自動車ローン残債務額を自動車ローン会社に支払い、残額が請求対象者に支払われる。
賠償の基準	車両の本体価格及び合理的な範囲で必要となる諸費用を賠償する。 車両の本体価格については、車両価格の鑑定にノウハウを有する第三者機関が、請求書類及び必要な証明書類に記載されている車両情報をもとに、平成 23 年 3 月 11 日時点（リース車両の場合はリース契約終了時点）の中古車市場において同種同等の自動車を取得する場合の費用を算定する。 なお、現状では汚染された車両の廃棄に関する取り扱いが明確になっていないことから、賠償後も所有権を移転せず、引き続き警戒区域内にて保有することとする。最終的な廃棄処分が発生する費用は後日改めて賠償となる。
請求書類等の発送	「福島原子力補償相談室（コールセンター）」まで連絡し、請求書類を発送を依頼する必要がある。 なお、被災した住所が警戒区域内であり、かつこれまでに東京電力に賠償の請求をした者については、登録されている住所に、東京電力から案内文書（ダイレクトメール）が発送された。

② 修理により使用可能となった自動車に対する賠償

賠償の対象となる自動車	原発事故の発生以降、帰還困難区域又は警戒区域にあったため管理不能となり、故障した自動車のうち、修理して使用可能となった自動車。 ※地震あるいは津波による損害は除く。
請求対象者	上記の対象自動車の所有者。 ただし、自動車検査証等上の所有者と使用者が異なる場合で使用者が修理したときは、使用者が請求する。
賠償の基準	合理的な範囲で必要となる修理費用及び請求付随費用を賠償する。 なお、修理費用については、中古車市場において同種同等の自動車を取得する際の費用の範囲内となる。
請求書類等の発送	「福島原子力補償相談室（コールセンター）」まで連絡し、請求書類を発送を依頼する必要がある。

イ 宅地、建物、借地権に係る賠償（平成 25 年 4 月 1 日現在）

東京電力は、原賠審の中間指針第二次追補及び政府の方針として公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、平成 24 年 7 月 24 日、宅地及び建物に係る賠償基準を発表した。その後、平成 25 年 3 月 29 日、その賠償の準備が整ったとして、賠償手続きを開始することを明らかにした。

① 対象者及び対象資産

A 対象者

原発事故発生日時点に、対象区域内に賠償の対象となる資産を所有していた個人及び個人事業主が対象である。なお、対象区域は警戒区域及び計画的避難区域（見直し済区域を除く）、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域である。

a 事故後の相続の取扱い

上記の対象者から原発事故発生日以後に相続により対象資産を取得した者も対象者であるが、相続登記が完了している者のみが手続きの対象とされており、相続登記が未了の者の取扱いは保留されている。

b 事故後の売買の取扱い

上記の対象者が原発事故発生日以後、賠償の合意前に売買により対象資産を売却しているときでも対象者は変わらないが、売却収入を控除した金額を上限に賠償金額を算定すること

とされている。

B 対象資産

原発事故発生日時点に対象区域内に存在していた宅地、建物、借地権が対象である。

土地の賠償については、現時点では宅地のみであり、宅地以外の土地についての取扱いは未定である。

各対象資産の定義は次のとおりである。

資産	定義	
宅地	建築物が存在する土地又は宅地造成が完了し法令上建築可能な状態にある土地	
建物	建築物	地面にボルト等で固定化され、屋根及び柱若しくは壁を有し、風雨をしのぐことができる外気から遮断された独立した空間を有する構造物
	建築設備	建築物、構築物と一体又は固定化されている設備
	構築物	土地に定着する建築物以外の構造物
	庭木	宅地の上に植えられている植物
借地権	建築物を所有するために、有償で宅地を利用する権利	

② 建物の修復費用等に係る賠償金の先行払い

平成 24 年 7 月の賠償基準の発表後、建物の本賠償及び避難指示解除後の以前の住居等への帰還に先立ち、建物の修復費用が必要となることが考えられることから、建物に対する賠償金の一部を、修復費用等として先行して支払われることになった。なお、支払われた金額は、後日、財物に係る賠償金から清算される。

対象となる建物は、原発事故発生時に避難指示区域内に存在し、かつ、登記された建物である。差押、仮差押、所有権に関する仮登記及び処分禁止の仮処分が登記されている等、登記記録だけでは所有者を判断できない建物は対象外とされる。

請求対象者は、原発事故発生時に当該建物を所有（又は、原発事故発生後に当該建物を相続）し、現在も本人の名義で当該建物を所有していることが不動産登記記録によって確認できる者に限られる。

支払金額は、登記記録上の床面積（㎡）に 14,000 円を乗じた金額（主たる建物ごとに 1,000 万円が上限）である。

③ 宅地の時価相当額の算定

次の A B いずれかの評価方法から選択する。

A 定型評価

土地の時価相当額を、次のように定型に算定する方法である。

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{固定資産税評価額（平成 22 年度）} \times \text{土地計数（1.43）}$$

B 現地評価

専門家の実地調査により時価相当額を評価する方法である。

課税地目が宅地以外の土地を実際には宅地として利用している場合^(※)で、定型評価では確認で

(※) 課税地目が宅地以外の土地を宅地として認定する基準は、①建築物が存在している又は宅地造成が完了している、②道路に 2m 以上接している、③農地転用許可を得ている、④保安林に指定されていない又は指定されていても立木の伐採又は土地の形質の変更の許可を得ていることである。なお、宅地造成の完了の基準は、④平坦な状態に整地化されており樹木が生い茂っていないこと、⑤周囲の土地と高低差がある場合は切土、盛土工事が実施されていること、⑥雨水及び汚水を処理するための排水設備（下水管、側溝、ます等）が設置されていることである。

きない場合のみ実施される。なお、一度現地評価を選択した後は、定型評価に変更することができない。

④ 建物（建築物）の時価相当額の算定

A 評価方法の選択

次の a～c の 3 つの評価方法から選択する。

a 定型評価

i 固定資産税評価額を基にした算定方法

平成 22 年度の固定資産税評価額を基に建築物の時価相当額を算定する方法である。

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{固定資産税評価額（平成 22 年度）} \times \text{建築物計数（表 1）}$$

ii 平均新築単価を基にした算定方法

住宅着工統計や建築着工統計に基づく平均新築単価を基に建築物の時価相当額を算定する方法である。

[居住用建物]

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{住宅着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価（表 2）} \\ \times \text{床面積}$$

[非居住用建物（倉庫、車庫等）]

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価（表 2）} \\ \times \text{床面積}$$

b 個別評価

契約書等の書類（工事請負契約書（内訳書、建築図面が添付されているもの）及び支払いを証明する書類（領収書等）など）から建物の実際の取得金額を確認し、時価相当額を次の算式により算定する方法である。

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{書類に記載の取得金額} \div \text{建築物価調整係数（表 4）} \\ \times \text{取得時からの経年による価値の減少（\%）（表 3）}$$

c 現地評価

専門家の実地調査により時価相当額を評価する方法である。

i 部位別積上げによる評価

補償コンサルタントが現地調査し、実際の建物を確認した上で、建物を屋根、柱、外壁などの部位に分解してそれぞれの部位ごとに価格を積上げて新築価格を算定し、それに取得時からの経年による価値の減少を考慮して時価相当額を算定する方法である。

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{専門家による部位別積上価格} \\ \times \text{取得時からの経年による価値の減少（\%）（表 3）}$$

ii 床面積測量による評価

未登記、未課税の建物について行われる方法で、補償コンサルタントが現地の面積を測量したうえで、建物の時価相当額を算出する方法である。

$$\cdot \text{時価相当額} = \text{住宅着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価（表 2）} \\ \times \text{床面積}$$

iii 不動産鑑定評価書による評価

請求者が、自身で不動産鑑定評価書を取得した場合は、その評価額を時価相当額とすることができる。なお、取得費用は請求者が負担する。

B 建物の増改築工事を行っている場合の取扱い

建物の増改築工事を行っている場合の増改築部分の評価方法は、増改築部分の課税状況により算定方法が異なる。

増改築部分の課税状況に応じた算定方法は次のとおりである。

増改築部分の課税状況	定額評価		個別評価	現地評価 ※選択後の変更は不可
	固定資産税評価額を基に算定	平均新築単価を基に算定		
単独で課税されている	固定資産税評価額により算出	床面積により算出 (課税面積が登記面積のいずれか大きい方を採用)	契約書等の書類により算出	部位別積上げにより評価 (建物本体と一体的に評価)
建物本体と一体的に課税されている	増築部分は建物本体と一体的なものとして扱う (建物本体の評価に増改築部分が含まれる)	床面積により算出 (契約書等の書類による)		
課税されてなく、未登記である	選択不可	床面積により算出 (契約書等の書類による)		

⑤ 構築物、庭木の時価相当額の算定

A 構築物の賠償

構築物（建物以外の敷地内の構築物）（外構、カーポート、門扉、ウッドデッキ等）は、建物と同様に経年に伴う価値減少が生じると考えられるため、時価相当額は経年が加味された建築物の時価相当額に、構築物の割合（定率 10%としている）を乗じて算定する。

$$\cdot \text{構築物の時価相当額} = \text{建築物の時価相当額} \times 10\%$$

B 庭木の賠償

庭木は、経年に伴って価値が減少するとは考え難いとし、庭木の時価相当額は、建築物を現時点で再調達した場合に必要な金額（想定新築価格）に、庭木の割合（定率 5%としている）を乗じて算定する。

$$\begin{aligned} \cdot \text{庭木の時価相当額} &= \text{建築物の想定新築価格} \times 5\% \\ &= \text{建築物の時価相当額} \div \text{取得時からの経年による価値の減少}(\%) \text{ (表 3)} \times 5\% \end{aligned}$$

C 構築物、庭木の賠償金額の算出

構築物、庭木の時価相当額を算出するための係数は表 5 のとおりである。なお、この係数は東京電力から正式に発表されたものではなく、独自に計算したものなので、参考程度に扱ってほしい。

$$\cdot \text{構築物、庭木の時価相当額} = \text{建築物の時価相当額} \times \text{構築物、庭木係数 (表 5)}$$

⑥ 特定の高額な設備の時価相当額の算定

特定の高額な設備とは、固定資産税評価では評価されていない建築設備のうち、建築物係数での一律の賠償額算定では対応できない「高額な設備」のことをいい、太陽光発電設備、合併浄化槽、井戸の 3 種類が対象となる。なお、瓦一体型の太陽光発電設備は固定資産税評価に含まれるため、対象外である。また、償却資産の賠償で受け付けていない、個人事業主が所有し、建築物（勘定科目）に計上されている取得価額が 100 万円以上の構築物も対象となる。

賠償額の算定は次のように行う。

A 取得金額が確認できる場合

契約書等の書類（工事請負契約書（内訳書、建築図面が添付されているもの）及び支払いを証明する書類（領収書等）など）から実際の取得金額を確認し、時価相当額を次の算式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{特定の高額な設備の時価相当額} &= \text{書類記載の取得金額} \div \text{建築物価調整係数（表4）} \\ &\times \text{取得時からの経年による価値の減少（\%）} \end{aligned}$$

B 取得金額が確認できない場合

取得金額が確認できない場合でも、所有が確認できる書類をもとに、設備別に定額で算定することができる。

特定の高額な設備の種類	書類の種類	算定方法
太陽光発電設備	購入電力料のお知らせ または 太陽光発電余剰電力受給契約 確認書	単価（47万円/kW）× 証憑に記載の設備容量（kW）
合併浄化槽	法定検査結果書	単価（5人槽：50万円、7人槽：70万円、10人槽：100万円）× 取得時からの経年による価値の減少 ※経年減価は、合併浄化槽の耐用年数を20年として計算 ※規模（人槽）の記載がない場合は、5人槽として算定
	補助金額決定通知書 または 浄化槽の保守点検記録票、浄化槽の清掃記録票、所有が確認できる写真等	
井戸	水質検査報告書 または 所有が確認できる写真等	定額 18万円

⑦ 借地権の時価相当額の算定

借地権及び借地権が設定されている土地の時価相当額は、定型評価又は現地評価により行う。

A 定型評価

定型評価の算定方法は、次のとおりである。なお、当事者に割合の合意がある場合は、その割合に応じた賠償請求も可能である。

$$\begin{aligned} \text{借地権の時価相当額} &= \text{宅地の時価相当額} \times 20\% \\ \text{底地権の時価相当額} &= \text{宅地の時価相当額} \times 80\% \end{aligned}$$

B 現地評価

借地権が設定されている土地の課税地目が宅地以外の場合で、定型評価では確認できない場合は、専門家の現地調査により土地の時価相当額が算定される。

$$\begin{aligned} \text{借地権の時価相当額} &= \text{現地調査による宅地面積} \times \text{現地調査による宅地単価} \times 20\% \\ \text{底地権の時価相当額} &= \text{現地調査による宅地面積} \times \text{現地調査による宅地単価} \times 80\% \end{aligned}$$

⑧ 賠償金額の算定

賠償金額の算定にあたっては、原発事故から72か月（6年）で財物価値がすべて失われるものとして、避難指示期間に応じた割合（避難指示割合）を乗じて賠償金額を算定する。

$$\text{避難指示割合} = \text{避難指示期間} \div 72 \text{ か月}$$

避難指示割合については、区域に応じて次のように取り扱われる。

A 帰還困難区域の場合

財物価値が全て失われたものとして賠償金額を算定する。避難指示期間割合は 100%（72 か月 ÷ 72 か月）である。

B 居住制限区域、避難指示解除準備区域及び見直し未了区域の場合

a 避難指示解除見込み時期が決定するまで

避難指示解除見込み時期が決定するまでは、標準期間を居住制限区域は 36 か月（3 年）、避難指示解除準備区域及び見直し未了区域は 24 か月（2 年）として賠償金を算定する。

b 避難指示解除見込み時期決定

避難指示解除見込み時期が決定した場合で、その時期が a の標準期間を上回る場合は、その期間に応じて追加で賠償金額が算定される。

c 実際の避難指示解除時期決定

実際の避難指示解除時期が、b の避難指示解除見込み時期を上回る場合は、その期間に応じて追加で賠償金額が算定される。

宅地や建物を共有しているときは、共有者が個々に賠償請求をして、持分に応じた賠償金が支払われる。また、賠償請求の諸費用（各種書類の発行費用、コピー費用、現地評価の立会いに必要な実費等）として定額 1 万円（1 万円を超過した場合は、合理的な範囲内での実費）が賠償される。

$$\text{賠償金額} = \text{時価相当額} \times \text{避難指示期間割合} \times \text{持分割合} + \text{諸費用}$$

⑨ 地震、津波による被害があるときの取扱いについて

A 宅地・借地権

地震、津波による控除はせずに賠償金が支払われる。

B 建物

地震、津波による次の損害の程度に応じた賠償金が控除される。

損害の程度	建物の損害状況	賠償金額の 控除割合	賠償金額の 支払割合
	建物構造別の地震被害状況例		
倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により建物が倒壊した場合 ・津波により建物が流出した場合 	100%	0%
全損壊	<ul style="list-style-type: none"> ・地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状態 ・津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 【木造】柱や基礎の半分以上が損壊。もしくは、体感できるほどの建物の傾斜 【鉄骨造】体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、外壁の半分以上の落下 【鉄筋コンクリート造】体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、被害の大きな階で、半分以上の柱や梁などに鉄筋が見えるほどの損壊 	50%	50%

半損壊	・地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態 ・津波で床上1m以上浸水した場合	20%	80%
	【木造】一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 【鉄骨造】外壁材の欠けや目地の開きが、外壁の半分以上で発生 【鉄筋コンクリート造】被害の大きな階で、4割を超える柱や梁などで鉄筋が見えるほどの割れ		
一部損壊	・地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修工事で原状回復が可能な状態 ・津波で床上浸水した場合	3%	97%
	【木造】柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 【鉄骨造】開口部の一部で開閉困難。外壁に目に見えるひび割れや目地にズレ 【鉄筋コンクリート造】被害の大きな階で、2割を超える柱や梁などで遠目に確認できる程度の割れ		

⑩ 所有資産の確認方法

所有資産（宅地、建物、借地権）の確認方法は次のとおりである。

A 宅地

固定資産の納税義務者と、宅地の登記名義人の一致で確認する。

固定資産課税情報がない場合や、未登記である場合の取扱いは未定である。

B 建物

次のとおりである。

	登記あり		未登記	
課税あり	納税義務者と土地の登記名義人の一致		次のいずれか ・納税義務者と工事請負契約書の名義人の一致 ・納税義務者と土地の登記名義人の一致（※1） ・（増改築の場合）納税義務者と建物本体の登記名義人の一致	
課税なし	平成22年1月2日以降の新築、増築登記あり	請求者と建物の登記名義人の一致	衛星写真で建物あり	請求者と工事請負契約書の名義人及び土地の登記名義人の一致（※1）
	上記以外	未定	現地調査で建物あり（※2）	請求者と土地の登記名義人の一致（※1）

※1 同一の所在地に他人名義、共有名義の建物登記がある場合は、他の権利者との合意が必要となる。

※2 現地評価の床面積測量による評価方法を選択することになる。

C 借地権

借地権の自己申告があり、直近の地代（平成23年3月11日を含む期間の地代）の支払書類（領収書又は口座出金記録）がある場合は、請求者と建物の所有者の一致により確認する。なお、建物の所有確認方法は、Bと同様である。

⑪ 所有権の取扱い

民法第422条では、「債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。」と定められており、これは不法行為による損害賠償にも類推適用があると解されるため、東京電力が不動産の全額を賠償した場合、その所有権は東京電力に移転するのが原則である。しかしながら、原賠審の中間指針第二次追補Q&Aの問13で、「特段の取り決めをせずに不動産の価値の全額の賠償を受けた場合、不動産の所有権は賠償を支払った者（東京電力株式会社）に移転するのが原則です（民法第422条：損害賠償による代位）が、賠償に当たり事前に当事者間で話し合いを行うことによって所有者が移転す

るかどうかを定めることが可能と考えられます」と回答している通り、所有権を移転させないことも可能であり、実際の賠償請求では請求書（確認書等）の記載により東京電力には所有権は移転しない取扱い（加えて第三者への譲渡禁止や担保設定の禁止）がなされると考えられる。

⑫ 参考資料

(表1) 建築物係数表

建築年	木造								非木造				
	木造長期（居宅・共同住宅等）				木造短期（車庫・物置等）				RC / SRC	軽量鉄骨		その他非木造	
	南相馬市	田村市 浪江町 川俣町	川内村 葛尾村 飯館村	その他 市町村	南相馬市	田村市 浪江町 川俣町	川内村 葛尾村 飯館村	その他 市町村		共通	川内村 葛尾村 飯館村	その他 市町村	川内村 葛尾村 飯館村
平 22	2.60	2.91	3.00	2.46	3.42	3.83	3.96	3.25	2.12	2.55	2.47	2.18	2.11
平 21	2.72	3.04	3.16	2.59	3.49	3.91	4.05	3.32	2.24	2.68	2.61	2.29	2.22
平 20	2.80	3.13	3.24	2.66	3.50	3.90	4.04	3.31	2.28	2.72	2.64	2.33	2.25
平 19	2.89	3.23	3.35	2.75	3.61	4.04	4.18	3.44	2.37	2.84	2.76	2.43	2.35
平 18	3.04	3.39	3.52	2.88	3.75	4.19	4.34	3.56	2.44	2.94	2.86	2.51	2.43
平 17	3.15	3.51	3.64	2.98	3.88	4.33	4.49	3.68	2.49	3.04	2.95	2.59	2.51
平 16	3.21	3.57	3.71	3.04	4.05	4.53	4.69	3.84	2.53	3.11	3.02	2.65	2.56
平 15	3.26	3.64	3.78	3.10	4.16	4.64	4.81	3.95	2.57	3.19	3.11	2.72	2.64
平 14	3.39	3.80	3.92	3.23	4.27	4.77	4.95	4.06	2.60	3.27	3.17	2.78	2.69
平 13	3.40	3.80	3.95	3.24	4.34	4.85	5.03	4.12	2.58	3.29	3.19	2.80	2.71
平 12	3.40	3.81	3.95	3.24	4.41	4.93	5.11	4.19	2.55	3.29	3.19	2.79	2.72
平 11	3.47	3.88	4.01	3.29	4.59	5.13	5.31	4.36	2.57	3.35	3.26	2.84	2.76
平 10	3.58	4.01	4.15	3.41	4.95	5.53	5.74	4.71	2.55	3.38	3.27	2.88	2.79
平 9	3.58	4.00	4.15	3.40	5.17	5.78	4.92	4.92	2.52	3.37	3.27	2.87	2.78
平 8	3.67	4.11	4.26	3.49	5.37	5.37	5.37	5.37	2.54	3.47	3.36	2.94	2.86
平 7	3.90	4.35	4.51	3.70	4.88	4.88	4.88	4.88	2.57	3.55	3.44	3.02	2.94
平 6	4.00	4.46	4.62	3.79	4.32	4.32	4.32	4.32	2.59	3.63	3.52	3.08	2.99
平 5	4.13	4.61	4.78	3.92	3.79	3.79	3.79	3.79	2.60	3.72	3.61	3.16	3.07
平 4	4.36	4.88	5.05	4.15	3.30	3.30	3.30	3.30	2.63	3.84	3.73	3.27	3.17
平 3	4.76	5.32	5.50	4.52	3.79	2.79	2.79	2.79	2.68	4.00	3.88	3.39	3.30
平 2	5.06	5.66	5.87	4.81	2.86	2.86	2.86	2.86	2.75	4.21	4.09	3.58	3.48
平元	5.47	6.11	6.34	5.19	2.95	2.95	2.95	2.95	2.86	4.49	4.36	3.82	3.70
昭 63	6.10	6.82	7.07	5.80	3.13	3.13	3.13	3.13	3.05	4.90	4.76	4.17	4.04
昭 62	6.81	6.48	6.48	6.48	3.17	3.17	3.17	3.17	3.12	5.18	5.02	4.41	4.27
昭 61	7.16	7.16	7.16	7.16	3.28	3.28	3.28	3.28	3.19	5.48	5.32	4.66	4.52
昭 60	6.92	6.92	6.92	6.92	3.27	3.27	3.27	3.27	3.19	5.67	5.50	4.82	4.67
昭 59	6.74	6.74	6.74	6.74	3.27	3.27	3.27	3.27	3.20	5.93	5.76	5.05	4.89
昭 58	6.67	6.67	6.67	6.67	3.34	3.34	3.34	3.34	3.29	6.38	6.19	5.43	5.27
昭 57	6.41	6.41	6.41	6.41	3.32	3.32	3.32	3.32	3.34	6.79	6.58	5.78	5.60
昭 56	6.25	6.25	6.25	6.25	3.34	3.34	3.34	3.34	3.39	7.07	7.07	6.01	6.01
昭 55	5.93	5.93	5.93	5.93	3.30	3.30	3.30	3.30	3.42	6.90	6.90	5.86	5.86
昭 54	6.12	6.12	6.12	6.12	3.44	3.44	3.44	3.44	3.75	7.31	7.31	6.22	6.22
昭 53	6.77	6.77	6.77	6.77	4.05	4.05	4.05	4.05	4.15	7.82	7.82	6.65	6.65
昭 52	6.76	6.76	6.76	6.76	4.25	4.25	4.25	4.25	4.37	7.96	7.96	6.76	6.76
昭 51	6.70	6.70	6.70	6.70	4.27	4.27	4.27	4.27	4.59	8.06	8.06	6.85	6.85
昭 50	7.03	7.03	7.03	7.03	4.86	4.86	4.86	4.86	5.04	8.50	8.50	7.23	7.23
昭 49	6.81	6.81	6.81	6.81	4.79	4.79	4.79	4.79	5.12	8.30	8.30	7.06	7.06
昭 48	7.24	7.24	7.24	7.24	5.25	5.25	5.25	5.25	6.08	9.48	9.48	8.06	8.06
昭 47	8.68	8.68	8.68	8.68	6.56	6.56	6.56	6.56	7.75	11.58	11.58	10.55	10.24
昭 46	9.68	9.68	9.68	9.68	7.77	7.77	7.77	7.77	8.50	12.17	12.17	11.54	11.54
昭 45	9.31	9.31	9.31	9.31	7.85	7.85	7.85	7.85	8.68	11.88	11.88	11.34	11.34
昭 44	9.48	9.48	9.48	9.48	8.34	8.34	8.34	8.34	9.32	12.18	12.18	11.70	11.70
昭 43	9.52	9.52	9.52	9.52	8.83	8.83	8.83	8.83	9.99	12.44	12.44	12.05	12.05
昭 42	9.40	9.40	9.40	9.40	9.23	9.23	9.23	9.23	10.44	12.34	12.34	12.04	12.04
昭 41	9.53	9.53	9.53	9.53	9.94	9.94	9.94	9.94	11.16	12.52	12.52	12.32	12.32
昭 40	9.58	9.58	9.58	9.58	10.76	10.76	10.76	10.76	12.02	12.76	12.76	12.68	12.68
昭 39	9.18	9.18	9.18	9.18	11.05	11.05	11.05	11.05	12.49	12.52	12.52	12.56	12.56
昭 38	8.68	8.68	8.68	8.68	11.27	11.27	11.27	11.27	12.97	12.26	12.26	12.43	12.43
昭 37	9.12	9.12	9.12	9.12	11.69	11.69	11.69	11.69	13.57	12.03	12.03	12.34	12.34
昭 36	9.28	9.28	9.28	9.28	11.83	11.83	11.83	11.83	13.91	11.56	11.56	12.00	12.00

※RC…鉄筋コンクリート造、SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造

(表2) 平均新築単価 (単位: 万円/㎡)

建築年	居住用建物		非居住用建物		建築年	居住用建物		非居住用建物		建築年	居住用建物		非居住用建物	
	建築物	構築物・庭木	建築物	構築物・庭木		建築物	構築物・庭木	建築物	構築物・庭木		建築物	構築物・庭木	建築物	構築物・庭木
平 23	15.88	2.39	7.20	1.08	平 6	11.38	1.94	2.31	0.60	昭 52	6.88	1.49	1.44	0.51
平 22	15.61	2.36	6.91	1.06	平 5	11.12	1.91	2.02	0.57	昭 51	6.62	1.46	1.44	0.51
平 21	15.35	2.33	6.62	1.03	平 4	10.85	1.88	1.73	0.54	昭 50	6.35	1.43	1.44	0.51
平 20	15.09	2.31	6.34	1.00	平 3	10.59	1.86	1.44	0.51	昭 49	6.09	1.41	1.44	0.51
平 19	14.82	2.28	6.05	0.97	平 2	10.32	1.83	1.44	0.51	昭 48	5.83	1.38	1.44	0.51
平 18	14.56	2.25	5.76	0.94	平元	10.06	1.80	1.44	0.51	昭 47	5.56	1.35	1.44	0.51
平 17	14.29	2.23	5.47	0.91	昭 63	9.79	1.78	1.44	0.51	昭 46	5.30	1.33	1.44	0.51
平 16	14.03	2.20	5.19	0.88	昭 62	9.53	1.75	1.44	0.51	昭 45	5.03	1.30	1.44	0.51
平 15	13.76	2.17	4.90	0.85	昭 61	9.26	1.72	1.44	0.51	昭 44	4.77	1.27	1.44	0.51
平 14	13.50	2.15	4.61	0.83	昭 60	9.00	1.70	1.44	0.51	昭 43	4.50	1.25	1.44	0.51
平 13	13.23	2.12	4.32	0.80	昭 59	8.74	1.67	1.44	0.51	昭 42	4.24	1.22	1.44	0.51
平 12	12.97	2.10	4.03	0.77	昭 58	8.47	1.65	1.44	0.51	昭 41	3.97	1.20	1.44	0.51
平 11	12.70	2.07	3.75	0.74	昭 57	8.21	1.62	1.44	0.51	昭 40	3.71	1.17	1.44	0.51
平 10	12.44	2.04	3.46	0.71	昭 56	7.94	1.59	1.44	0.51	昭 39	3.44	1.14	1.44	0.51
平 9	12.17	2.02	3.17	0.68	昭 55	7.68	1.57	1.44	0.51	昭 38	3.18	1.12	1.44	0.51
平 8	11.91	1.99	2.88	0.65	昭 54	7.41	1.54	1.44	0.51	昭 37	3.18	1.12	1.44	0.51
平 7	11.65	1.96	2.60	0.62	昭 53	7.15	1.51	1.44	0.51	昭 36 以前	3.18	1.12	1.44	0.51

(表3) 経年減価 (平成 22 年から償却開始)

建築年	木造		非木造			建築年	木造		非木造			建築年	木造		非木造		
	木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造		木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造		木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造
平 23	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	平 6	0.72	0.32	0.85	0.75	0.77	昭 52	0.43	0.20	0.70	0.51	0.55
平 22	0.98	0.96	0.99	0.99	0.99	平 5	0.70	0.28	0.84	0.74	0.76	昭 51	0.42	0.20	0.69	0.49	0.53
平 21	0.97	0.92	0.98	0.97	0.97	平 4	0.68	0.24	0.83	0.72	0.75	昭 50	0.40	0.20	0.68	0.48	0.52
平 20	0.95	0.88	0.97	0.96	0.96	平 3	0.67	0.20	0.82	0.71	0.73	昭 49	0.38	0.20	0.67	0.46	0.51
平 19	0.93	0.84	0.96	0.94	0.95	平 2	0.65	0.20	0.81	0.69	0.72	昭 48	0.37	0.20	0.66	0.45	0.49
平 18	0.92	0.80	0.96	0.93	0.93	平元	0.63	0.20	0.80	0.68	0.71	昭 47	0.35	0.20	0.65	0.43	0.48
平 17	0.90	0.76	0.95	0.91	0.92	昭 63	0.62	0.20	0.80	0.67	0.69	昭 46	0.33	0.20	0.64	0.42	0.47
平 16	0.88	0.72	0.94	0.90	0.91	昭 62	0.60	0.20	0.79	0.65	0.68	昭 45	0.32	0.20	0.64	0.40	0.45
平 15	0.87	0.68	0.93	0.88	0.89	昭 61	0.58	0.20	0.78	0.64	0.67	昭 44	0.30	0.20	0.63	0.39	0.44
平 14	0.85	0.64	0.92	0.87	0.88	昭 60	0.57	0.20	0.77	0.62	0.65	昭 43	0.28	0.20	0.62	0.37	0.43
平 13	0.83	0.60	0.91	0.85	0.87	昭 59	0.55	0.20	0.76	0.61	0.64	昭 42	0.27	0.20	0.61	0.36	0.41
平 12	0.82	0.56	0.90	0.84	0.85	昭 58	0.53	0.20	0.75	0.59	0.63	昭 41	0.25	0.20	0.60	0.35	0.40
平 11	0.80	0.52	0.89	0.83	0.84	昭 57	0.52	0.20	0.74	0.58	0.61	昭 40	0.23	0.20	0.59	0.33	0.39
平 10	0.78	0.48	0.88	0.81	0.83	昭 56	0.50	0.20	0.73	0.56	0.60	昭 39	0.22	0.20	0.58	0.32	0.37
平 9	0.77	0.44	0.88	0.80	0.81	昭 55	0.48	0.20	0.72	0.55	0.59	昭 38	0.20	0.20	0.57	0.30	0.36
平 8	0.75	0.40	0.87	0.78	0.80	昭 54	0.47	0.20	0.72	0.53	0.57	昭 37	0.20	0.20	0.56	0.29	0.35
平 7	0.73	0.36	0.86	0.77	0.79	昭 53	0.45	0.20	0.71	0.52	0.56	昭 36	0.20	0.20	0.56	0.27	0.33

※RC…鉄筋コンクリート造、SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造

(表4) 建築物価調整係数 (2010 年を 1.00 とする)

建築年	木造		非木造			建築年	木造		非木造			建築年	木造		非木造		
	木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造		木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造		木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造
平 23	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	平 6	1.00	1.00	0.97	0.97	0.97	昭 52	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64
平 22	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	平 5	0.99	1.00	0.97	0.97	0.97	昭 51	0.62	0.63	0.61	0.61	0.61
平 21	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	平 4	0.97	0.98	0.96	0.96	0.96	昭 50	0.57	0.56	0.56	0.56	0.56
平 20	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	平 3	0.95	0.97	0.95	0.95	0.95	昭 49	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56
平 19	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	平 2	0.93	0.95	0.93	0.93	0.93	昭 48	0.51	0.52	0.47	0.47	0.47
平 18	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	平元	0.90	0.92	0.90	0.90	0.90	昭 47	0.40	0.41	0.37	0.37	0.37
平 17	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	昭 63	0.85	0.86	0.85	0.85	0.85	昭 46	0.34	0.35	0.34	0.34	0.34
平 16	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	昭 62	0.84	0.85	0.83	0.83	0.83	昭 45	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
平 15	0.95	0.95	0.94	0.94	0.94	昭 61	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	昭 44	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32
平 14	0.95	0.95	0.94	0.94	0.94	昭 60	0.82	0.83	0.83	0.83	0.83	昭 43	0.30	0.31	0.30	0.30	0.30
平 13	0.96	0.96	0.94	0.94	0.94	昭 59	0.82	0.83	0.83	0.83	0.83	昭 42	0.28	0.29	0.29	0.29	0.29
平 12	0.97	0.98	0.96	0.96	0.96	昭 58	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	昭 41	0.26	0.27	0.28	0.28	0.28
平 11	0.97	0.98	0.96	0.96	0.96	昭 57	0.81	0.82	0.81	0.81	0.81	昭 40	0.24	0.25	0.26	0.26	0.26
平 10	0.98	0.99	0.97	0.97	0.97	昭 56	0.80	0.81	0.80	0.80	0.80	昭 39	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25
平 9	1.01	1.01	0.99	0.99	0.99	昭 55	0.82	0.82	0.80	0.80	0.80	昭 38	0.23	0.24	0.25	0.25	0.25
平 8	1.00	1.01	0.98	0.98	0.98	昭 54	0.76	0.79	0.73	0.73	0.73	昭 37	0.22	0.23	0.24	0.24	0.24
平 7	0.99	1.00	0.97	0.97	0.97	昭 53	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	昭 36	0.22	0.23	0.24	0.24	0.24

※RC…鉄筋コンクリート造、SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造

(表5) 構築物、庭木係数 (参考)

建築年	木造		非木造			建築年	木造		非木造			建築年	木造		非木造		
	木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造		木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造		木造長期 (居宅・共 同住宅等)	木造短期 (車庫・ 物置等)	RC / SRC	軽量鉄骨	その他 非木造
平 23	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	平 6	0.17	0.26	0.16	0.16	0.16	昭 52	0.22	0.35	0.17	0.20	0.19
平 22	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	平 5	0.17	0.28	0.16	0.17	0.17	昭 51	0.22	0.35	0.17	0.20	0.19
平 21	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	平 4	0.17	0.31	0.16	0.17	0.17	昭 50	0.23	0.35	0.17	0.20	0.20
平 20	0.15	0.16	0.15	0.15	0.15	平 3	0.18	0.35	0.16	0.17	0.17	昭 49	0.23	0.35	0.17	0.21	0.20
平 19	0.15	0.16	0.15	0.15	0.15	平 2	0.18	0.35	0.16	0.17	0.17	昭 48	0.24	0.35	0.18	0.21	0.20
平 18	0.15	0.16	0.15	0.15	0.15	平元	0.18	0.35	0.16	0.17	0.17	昭 47	0.24	0.35	0.18	0.22	0.20
平 17	0.16	0.17	0.15	0.15	0.15	昭 63	0.18	0.35	0.16	0.18	0.17	昭 46	0.25	0.35	0.18	0.22	0.21
平 16	0.16	0.17	0.15	0.16	0.15	昭 62	0.18	0.35	0.16	0.18	0.17	昭 45	0.26	0.35	0.18	0.22	0.21
平 15	0.16	0.17	0.15	0.16	0.16	昭 61	0.19	0.35	0.16	0.18	0.17	昭 44	0.27	0.35	0.18	0.23	0.21
平 14	0.16	0.18	0.15	0.16	0.16	昭 60	0.19	0.35	0.17	0.18	0.18	昭 43	0.28	0.35	0.18	0.23	0.22
平 13	0.16	0.18	0.15	0.16	0.16	昭 59	0.19	0.35	0.17	0.18	0.18	昭 42	0.29	0.35	0.18	0.24	0.22
平 12	0.16	0.19	0.16	0.16	0.16	昭 58	0.19	0.35	0.17	0.18	0.18	昭 41	0.30	0.35	0.18	0.24	0.23
平 11	0.16	0.20	0.16	0.16	0.16	昭 57	0.20	0.35	0.17	0.19	0.18	昭 40	0.31	0.35	0.18	0.25	0.23
平 10	0.16	0.20	0.16	0.16	0.16	昭 56	0.20	0.35	0.17	0.19	0.18	昭 39	0.33	0.35	0.19	0.26	0.24
平 9	0.17	0.21	0.16	0.16	0.16	昭 55	0.20	0.35	0.17	0.19	0.18	昭 38	0.35	0.35	0.19	0.27	0.24
平 8	0.17	0.23	0.16	0.16	0.16	昭 54	0.21	0.35	0.17	0.19	0.19	昭 37	0.35	0.35	0.19	0.27	0.24
平 7	0.17	0.24	0.16	0.17	0.16	昭 53	0.21	0.35	0.17	0.20	0.19	昭 36	0.35	0.35	0.19	0.28	0.25

※RC…鉄筋コンクリート造、SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ 家財に係る賠償

① 対象者及び対象資産

対象者及び対象資産は以下のとおりである。なお、対象区域は警戒区域及び計画的避難区域（見直し済み区域を除く）、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域である。

A 対象者

対象者は次のとおりである。

- ・平成 23 年 3 月 11 日時点において、対象区域内に居住していた者
- ・平成 23 年 3 月 11 日時点において、対象区域外に居住していたが、対象区域内に住宅を所有又は賃借していた者

請求の単位は世帯単位となっているが、二世帯住宅^(※)など別々の居住空間に住んでいた者は、それぞれの世帯で請求することができる。

B 対象資産

対象資産は、原発事故発生時点で個人が所有する事業専用割合 100%未満の動産のうち、原発事故により財物価値の喪失が発生しうるすべての動産であり、対象区域の家財が対象となる。ただし、管理不能等により毀損しない資産（現金、株券、ゴルフ会員権など）、原発事故発生後に対象区域外に持ち出した資産、他の賠償の対象となっている資産（車両）は賠償の対象外となる。

対象資産のうち、自動車等の賠償は先行して開始されていたが、この中でいまだに賠償基準が明らかにされていなかったもののうち、原動機付自転車、軽車両（自転車等）の賠償は本賠償に含まれている。

東京電力は、家財について、その購入金額につき 30 万円を区切りとして、一般家財と高額家財とに分け、賠償の取扱いを異にしている。

(※) 二世帯住宅の判断基準は、①台所（炊事のための設備等）がそれぞれ独立して設置されており、②各世帯の区画が壁及び扉で分離されていることとされている。

- ・ 一般家財 … 一品あたりの購入金額が 30 万円未満のもの
- ・ 高額家財 … 一品あたりの購入金額が 30 万円以上のもの

家財の具体例

分類	具体例
家具	ベッド、洋服ダンス、食器棚、ダイニングテーブル、ソファー、学習机、イス、鏡台、サイドボード、マガジンラック など
家電 ガス器具類	冷蔵庫、テレビ、パソコン、洗濯機、ガステーブル、冷暖房器具、こたつ、電子レンジ、炊飯ジャー、電気ポット、掃除機、ミシン、アイロン、DVD プレーヤー、ステレオ、ホットカーペット、電気毛布、トースター、コーヒーメーカー、卓上コンロ、布団乾燥機、家庭用コピー機 など
生活用品	布団、毛布、枕、食品、食器、調理用器具、タオル類、座卓、カーテン、じゅうたん、座布団、クッション、玄関マット、スリッパ、傘立、くずかご、裁縫用具、家庭用大工道具、簡易物置、自転車、原動機付自転車 など
趣味 娯楽品	ピアノ・電子ピアノ等の楽器、カメラ、書籍、ゲーム機、ゲームソフト、園芸用具一式、ゴルフ用具、テニス用具、釣り用具、ボート、スキー用具、花瓶、骨董品、ぬいぐるみ など
衣類 携行品	スーツ、コート、ジャンパー、G パン、スカート、ワンピース、下着、シャツ、携帯電話、腕時計、メガネ、ハンドバック、化粧品、かばん、ネクタイ、ベルト、貴金属、旅行用品、財布、靴 など
その他	ペット、盆栽、観葉植物、仏壇 など

② 対象区域内の居住者に対する賠償

原発事故当時、対象区域内（警戒区域及び計画的避難区域（見直し済み区域を除く）、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）に居住していた者に対する賠償は次のとおりである。

A 一般家財の定型賠償について

多くの請求者が一般的に所有していることが想定されている家財についての賠償であり、定額が賠償される。

原発事故発生時に避難指示区域内の建物に家財を所有していた者が対象で、世帯人数、家族構成ごとに定額で賠償される。なお、帰還困難区域については、避難指示期間中の立入りなどの条件が他の区域と異なり、家財の使用が大きく制限されることから、他の区域と比較して一定程度賠償額が高く設定されている。

警戒区域、計画的避難区域（見直し未了区域）については、居住制限区域、避難指示解除準備区域と同額の賠償がなされ、後に帰還困難区域に指定された場合は、差額が賠償される。

一般家財の賠償金額

エリア	世帯構成		2人以上の場合 (世帯基礎額+構成員の加算額)		
	単身の場合 (定額)		世帯基礎額	構成員の加算額	
	右以外	学生 (中学生、高校生、大学生、専門学校生等)		大人1名あたり	子供1名あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※平成23年3月11以後に亡くなった世帯員も人数に含まれる。

※大人 … 平成5年4月1日以前に生まれた者又は平成23年3月11日時点における既婚者

※子供 … 平成5年4月2日以降に生まれた者（平成23年3月11日時点における既婚者を除く）

B 高額家財の賠償について

高額家財が、避難等に伴う管理不能等により毀損した場合は、一般家財の定型賠償とは別に修理、清掃費用相当額として、区域に関係なく、全区域一世帯あたり定額 20 万円が賠償される。

なお、仏壇（建築物、構築物と一体又は固定化されているものを除く）は金額に関わらず高額家財とみなすことができる。

③ 対象区域外の居住者に対する賠償

対象区域外の居住者が、対象区域内に自己使用目的で所有、賃借している住宅内で所有している家財に、管理不能等による毀損が発生した場合は、修理、清掃費用相当額として、区域に関係なく、全区域所有者一人あたり定額 10 万円が賠償される。

なお、所有、賃借している住宅に別の者が居住しているときは請求することはできない。

④ 損害額が定型の賠償金額を超える場合の取扱い

避難等に伴う管理不能等により毀損した家財について、修理費用又は家財の原発事故発生時点の時価相当額（修理不可能のとき）の損害額の合計額が、定型の賠償金額を超えた場合は、その超過分が賠償される。

賠償にあたっては、次の項目ごとに賠償される。

- ・対象区域内居住者の一般家財の賠償
- ・対象区域内居住者の高額家財の賠償
- ・対象区域外居住者の対象区域内の家財の賠償

個々の家財の時価相当額は、購入価格ではなく、購入金額から経年を考慮した価値減少分を控除する取扱いである。

高額家財のペットについては、例外として購入金額の全額が時価相当額とされる。また、離別、死別に対する精神的損害についても考慮する場合があるとされている。

⑤ 地震、津波による被害があるときの取扱いについて

家財の賠償においては、地震、津波による次の損害の程度に応じた賠償金が控除される。

損害の程度	建物の損害状況	賠償金額の 控除割合	賠償金額の 支払割合
	建物構造別の地震被害状況例		
倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により建物が倒壊した場合 ・津波により建物が流出した場合 	80%	20%
全損壊	<ul style="list-style-type: none"> ・地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状態 ・津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合 【木造】柱や基礎の半分以上が損壊。もしくは、体感できるほどの建物の傾斜 【鉄骨造】体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、外壁の半分以上の落下 【鉄筋コンクリート造】体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、被害の大きな階で、半分以上の柱や梁などに鉄筋が見えるほどの損壊	0%	100%
半損壊	<ul style="list-style-type: none"> ・地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態 ・津波で床上 1m 以上浸水した場合 【木造】一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 【鉄骨造】外壁材の欠けや目地の開きが、外壁の半分以上で発生 【鉄筋コンクリート造】被害の大きな階で、4割を超える柱や梁などで鉄筋が見えるほどの割れ	0%	100%

一部損壊	・地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修工事で原状回復が可能な状態 ・津波で床上浸水した場合	0%	100%
	【木造】柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 【鉄骨造】開口部の一部で開閉困難。外壁に目に見えるひび割れや目地にズレ 【鉄筋コンクリート造】被害の大きな階で、2割を超える柱や梁などで遠目に確認できる程度の割れ		

エ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域、特定避難勧奨地点の住宅等の補修・清掃費用

旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域、特定避難勧奨地点に住宅等を所有していた者で、原発事故による避難等に伴う管理不能により住宅等（建物、付属設備、家財道具等）に生じた損傷を原状回復させるための補修、清掃費用が賠償される。平成 25 年 3 月 31 日までに実施した補修・清掃費用が対象となる。

請求対象者は、原則として当該区域内に不動産登記された建物を所有している者に限るが、登記がされていなくても、建物の固定資産税納税義務者であり、かつ、建物の所在住所が確認できる場合は請求可能である。

賠償金額は、住宅等の補修・清掃費用の実費である。ただし、自宅に関する補修・清掃費用に限り、補修・清掃費用の実費が 30 万円以下である場合は定額 30 万円が賠償される。

平成 24 年 7 月 31 日以降に受付が開始されるが、当該請求書を入手するには、福島原子力補償相談室（コールセンター）へ連絡する必要がある。

(I) 自主的避難等にかかる損害

① 初回賠償

東京電力は、原賠審の中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」に基づき、第 3 回請求より、避難等対象区域内の自主的避難（政府による避難等の指示に基づかずに行った避難）を行った者等に対する損害賠償を開始した。

原発事故発生時に、避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった次の者が対象となる。

- ・平成 23 年 4 月 23 日から同年 12 月 31 日までの間に避難等対象区域又は自主的避難等対象区域（後記(5)①を参照）に避難又は滞在した 18 歳以下の者、妊娠していた者
- ・伊達市の特定避難勧奨地点の住民

対象期間に発生した損害に対して、次の金額が一律で賠償される。

対象者	賠償の対象期間	賠償の金額	
右記期間に、避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難又は滞在した 18 歳以下の者、妊娠していた者	平成 23 年 4 月 23 日 ～同年 12 月 31 日	1 人あたり 40 万円	
伊達市の特定避難勧奨地点の住民	18 歳以下の者、妊娠していた者	平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 12 月 31 日	1 人あたり 40 万円
	上記以外の者	平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 4 月 22 日	1 人あたり 8 万円

賠償の対象とされる損害は次のとおり。

対象者		賠償の対象（以下のうち一定の範囲）
右記期間に、避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難又は滞在した18歳以下の者、妊娠していた者		<ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
伊達市の特定避難勧奨地点の住民	自主的避難を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 自主的避難によって生じた生活費の増加費用 自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 避難及び帰宅に要した移動費用
	自主的避難等対象区域内又は避難等対象区域内に滞在を続けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

② 追加賠償

東京電力は、平成24年12月、原発事故発生時に、避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった次の者に対し、自主的避難等に係る損害について追加賠償することを決定した。

対象者は、原発事故発生当時に避難等対象区域に生活の本拠としての住居があり、平成24年1月1日から同年8月31日の間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在した者である。なお、原発事故発生当時に旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域に生活の本拠としての住居があった者については、避難の有無や避難先を問わず賠償の対象者としている。

なお、本追加賠償をもって、直接請求の方法による当該区域の自主的避難等に係る損害賠償は打ち切りとなる。

対象者、賠償の対象・金額等については次のとおりである。

対象者 (対象期間 平成24年1月1日～平成24年8月31日)	金額	損害の対象
原発事故発生時に、避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者で、対象期間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難または滞在した者のうち、次のいずれかに該当する者 ①対象期間に18歳以下であった期間がある者(平成5年1月2日～平成24年8月31日生まれの者) ②対象期間に妊娠していた期間がある者	1人あたり 8万円	①自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等 ②避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
原発事故発生時に、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域(主に鹿島区)に生活の本拠としての住居があった者	1人あたり 4万円	避難等対象区域での生活において負担した追加的費用等(清掃業者への委託費用など)

(J) その他請求明細

東京電力の請求書では、原発事故に起因する損害のうち、他の請求明細に記入できない損害項目のために「その他請求明細」の欄を設けている。

東京電力の請求明細(「避難生活等による精神損害」「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「生命・身体的損害」「就労不能損害」「検査費用(人)」「検査費用(物)」)に当てはまらない項目は、すべてこの明細に記入して請求することになる。

賠償請求のために取得した住民票等の取得実費及びコピー代や、生活に必要な不可欠な家財道具等につ

いて、従前の居宅から持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たに購入した場合等の損害などが考えられる。

(6) 「自主的避難等対象区域」対象者の直接請求

(A) 自主的避難等に係る損害賠償

東京電力は、原賠審の中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）に基づき、平成 24 年 3 月 5 日より、自主的避難等対象区域の対象者に対する損害賠償を開始した。

「自主的避難等対象区域」とは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市のうち、「避難等対象区域」を除く区域である。

原発事故発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住所があった者が対象である。

対象期間に発生した損害に対して、次の金額が一律で賠償される。

対象者	対象期間	金額	その他
18 歳以下であった者 （平成 4 年 3 月 12 日～平成 23 年 12 月 31 日 生まれの者）	平成 23 年 3 月 11 日～ 平成 23 年 12 月 31 日	1 人あたり 40 万円	自主的避難（政府等の指示に基づ かずに行った避難）した場合は、1 人あたり 20 万円を追加
妊娠していた者 （平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 12 月 31 日 の間に妊娠していた期間がある者）			
上記以外の者	平成 23 年 3 月 11 日～ 平成 23 年 4 月 22 日	1 人あたり 8 万円	

賠償の対象とされる損害は次のとおり。

対象者	賠償の対象（以下のうち一定の範囲）
自主的避難を行った 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的避難によって生じた生活費の増加費用 ・自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ・避難及び帰宅に要した移動費用
自主的避難等対象区 域内に滞在を続けた 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ・放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(B) 福島県「県南地区」対象者の追加

東京電力は、平成 24 年 6 月 11 日から、福島県の県南地区についても自主的避難等に係る損害賠償の支払いを開始した。福島県県南地区とは白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村の各市町村である。

対象者は、原発事故発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に、県南地区に生活の本拠としての住居があった者で、18 歳以下であった人及び妊娠していた者であり、賠償金額は、避難の有無にかかわらず 1 人あたり 20 万円である。

なお、県南地区の住民に対しては、福島県原子力被害応急対策基金の活用事業として、原発事故に伴う被害からの早期の回復を図るために行う様々な活動を支援することを目的に、18 歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては 10 万円が、その他の住民に対しては 4 万円が給付金として福島県から別途支給されている。

県南地区の損害賠償及び地域給付金

対象者	対象期間	金額	その他
18歳以下であった者 (平成4年3月12日～平成23年12月31日 生まれの者)	平成23年3月11日～ 平成23年12月31日	1人あたり 20万円	福島県から 10万円の給付金
妊娠していた者 (平成23年3月11日～平成23年12月31日 の間に妊娠していた期間がある者)			
上記以外の者			福島県から 4万円の給付金

(C) 福島県「会津地区」の地域給付金（参考）

東京電力の損害賠償ではないが、福島県会津地区（会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町）の住民に対しては、福島県県南地区と同様に、福島県原子力被害応急対策基金の活用事業として、原発事故に伴う被害からの早期の回復を図るために行う様々な活動を支援することを目的に給付金が支給されている。支給金額は、18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては20万円、その他の住民に対しては4万円である。

(D) 「宮城県丸森町」対象者の追加

東京電力は、平成24年8月20日から、宮城県丸森町の住民に対しても自主的避難等に係る損害賠償の支払いを開始した。

内容については、福島県県南地区に対する賠償と同様である。

(E) 自主的避難等に係る損害に対する追加賠償

東京電力は、平成24年12月、自主的避難等対象区域、福島県「県南区域」、「宮城県丸森町」の対象者に対し、自主的避難等に係る損害について追加賠償することを決定した。

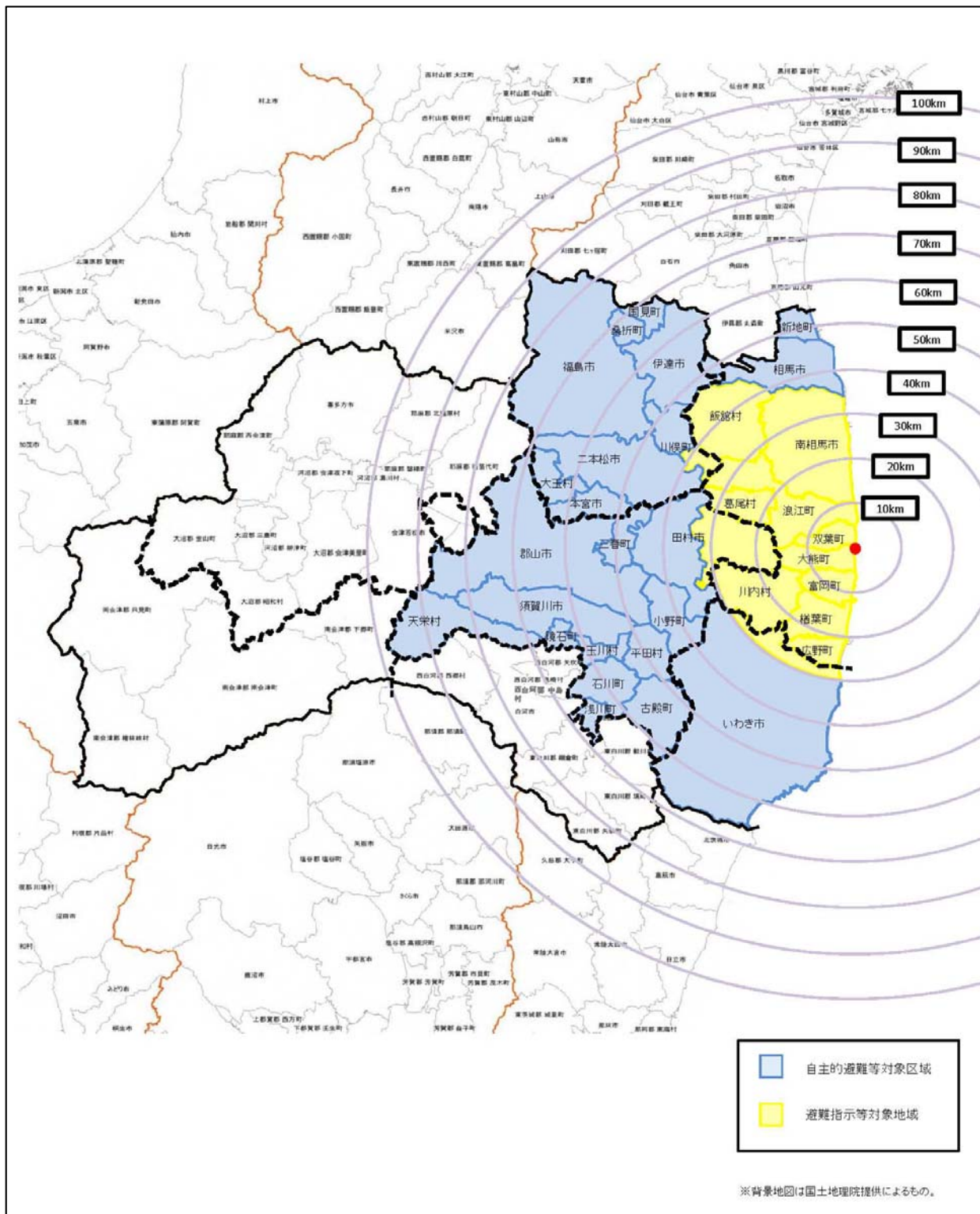
原発事故発生時（平成23年3月11日）に対象区域に生活の本拠としての住所があった者が対象であり、対象期間は平成24年1月1日から同年8月31日までである。

なお、本追加賠償をもって、直接請求の方法による自主的避難等に係る損害賠償は打ち切りとなる。

対象者、賠償の対象・金額等については次のとおりである。

対象者 (対象期間 平成24年1月1日～平成24年8月31日)	区域	金額	
対象期間に18歳以下であった期間がある者 (平成5年1月2日～平成24年8月31日生まれの者)	自主的避難等 対象区域	1人あたり 12万円	損害の対象①②として8万円
対象期間に妊娠していた期間がある者			損害の対象③④として4万円
対象期間に18歳以下であった期間がある者 (平成5年1月2日～平成24年8月31日生まれの者)	福島県「県南区域」 「宮城県丸森町」	1人あたり 8万円	損害の対象①②として4万円
対象期間に妊娠していた期間がある者			損害の対象③④として4万円
上記以外の者		1人あたり 4万円	損害の対象③④
損害の対象（対象期間平成24年1月1日から同年8月31日） ①自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難及び帰宅に要した移動費用 ②放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、および、生活費が増加した分があればその増加費用 ③自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など） ④前回の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等			

地図（自主的避難等対象区域）



(文部科学省ホームページより)

(7) 簡易請求方式の導入（第3回請求、第4回請求）

東京電力は、第3回請求から簡易請求方式を導入し、請求書のページ数、記入分量を大幅に削減するとともに、領収書等の証憑の添付を省略することで、被害者の負担の軽減を図った。

簡易請求方式による請求書は第3回と第4回である。第5回の請求からは包括請求方式の導入に伴い簡易請求方式による請求書は提供されないこととなった。

(A) 避難生活等による精神的損害

避難生活等による精神的損害については、従来の請求とほぼ同様である。

(B) 就労不能損害

請求書には、前回までの請求実績に基づき、事故以前の収入（3か月分）、前回の収入（3か月分）と差引金額（3か月分）がすでに印字されている。

請求自体は従来の請求とほぼ同様である。

(C) 実費

「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「生命・身体的損害」「検査費用（人）」「検査費用（物）」の賠償項目が、「実費」として1項目にまとめられた。

請求書の項目欄には前回の請求実績の金額が印字され、さらに請求欄には、前回実績の100%（75%超100%以下）、75%（50%超75%以下）、50%（25%超50%以下）、25%（0%超25%以下）、0%の金額が印字された行が設けられ、実際にかかった実費に該当する行をチェックすることで、証憑なしで、各段階の上限金額まで賠償が受けられるようになった。

例えば、前回実績が20万円のときは、請求欄には20万円（15万円超20万円以下）、15万円（10万円超15万円以下）、10万円（5万円超10万円以下）、5万円（0円超5万円以下）、0円（0%）の各行が設けられ、実際にかかった実費が6万円であるときは、10万円（5万円超10万円以下）の行にチェックすることで、証憑なしで10万円の賠償が受けられる。

なお、実際にかかった実費が前回実績を上回るときは、実費の内訳を記載した用紙と領収書等の証憑の提出が必要となる。

(D) その他

その他請求明細についても、実費（上記③）に関する項目と同様の変更となった。

ただし、第3回請求分の記載実績は、第1回請求分と第2回請求分の実績の平均3か月分である。第3回請求では前回実績が30万円を超えるときは30万円が上限とされ、第4回請求では前回実績が20万円を超えるときは20万円が上限となる。

なお、請求金額が前回実績を上回るときは、その他の内訳を記載した用紙と領収書等の証憑の提出が必要となるのは実費請求と同様である。

(8) 包括請求方式の導入

包括請求方式とは、被害者が生活の再建や生活基盤の確立に向けて、まとまった賠償金を早期に受け取ることができるよう、将来分を含めた一定期間に発生するすべての損害項目に対する賠償金を包括して請求できる方式であり、第5回請求から導入された。

賠償金額はこれまでの賠償実績等から、主な請求項目ごとに一般的に想定される金額とされているが、実際に負担した実費の総額が包括賠償金額を上回った場合は、必要かつ合理的な範囲の超過分が追加で支払われる。

(A) 避難指示区域、旧緊急時避難準備区域の住民の包括賠償

ア 避難生活等による精神的損害

平成 24 年 4 月 1 日以降の見直し後の避難指示区域に応じて、対象期間 1 か月につき 10 万円が包括して賠償される。

区域	金額（1人あたり）	対象期間	
帰還困難区域	600 万円	平成 24 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで 5 年分	
居住制限区域	240 万円	平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで 2 年分 （標準期間の場合）	
避難指示解除準備区域	120 万円	平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日まで 1 年分 （標準期間の場合）	
警戒区域及び計画的避難区域（見直し済みの区域は除く）	120 万円	平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日まで 1 年分 ※見直し完了後は、見直し後の区域に応じて追加で賠償される	
旧緊急時避難準備区域	精神的損害として	30 万円	平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの 3 か月分
	中学生以下の者、高等学校に在学していた者に対し、精神的損害として※	35 万円	平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 7 か月分 ※学校などの再開状況を踏まえ月額 5 万円の精神的損害の賠償を加算 ※第 5 回請求書には記載されず別途通知 ※中学生以下か高等学校に在学していたかの判断は、平成 24 年 9 月 1 日時点で判断され、高等学校在学者は 15 歳から 18 歳の者が対象者である。
	通院交通費等の生活費増加分として	20 万円	平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 7 か月分

イ 就労不能損害

原発事故発生時の収入をもとに、「特別の努力」を反映のうえ包括賠償される。

なお、賠償対象期間後は、具体的な事情を確認したうえで判断するとされた。

区域	対象期間
帰還困難区域	平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの 1 年 9 か月分
居住制限区域	
避難指示解除準備区域	
警戒区域及び計画的避難区域（見直し済みの区域は除く）	
旧緊急時避難準備区域	・従前の勤務先が避難指示区域（特定避難勧奨地点を除く）内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの 1 年 9 か月分 ・従前の勤務先が上記以外の場合は、平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 7 か月分

ウ 避難・帰宅等にかかる実費費用相当額

帰宅・転居費用、一時立入費用、同一世帯内の移動費用、検査費用（物）及び検査費用（人）について、平成 24 年 4 月 1 日以降の見直し後の避難指示区域に応じて、それぞれ次の金額が包括して賠償される。

※ 平成 24 年 7 月発表の東京電力プレスリリース（PR）では、対象者は中学生以下のみとされていたが、平成 25 年 2 月の賠償開始の PR では、対象者に高等学校在学者が加えられた。

区域	金額（1人あたり）	対象期間
帰還困難区域	79万2000円 ※同一世帯6人目からは 69万2000円	平成24年6月1日から平成29年5月31日まで5年分
居住制限区域	1人43万7000円 ※同一世帯6人目からは31万7000円	平成24年6月1日から平成26年5月31日まで2年分 (標準期間の場合)
避難指示解除準備区域	1人25万2000円 ※同一世帯6人目からは 19万2000円	平成24年6月1日から平成25年5月31日まで1年分 (標準期間の場合)
警戒区域及び計画的避難区域（見直し済みの区域は除く）	1人25万2000円 ※同一世帯6人目からは 19万2000円	平成24年6月1日から平成25年5月31日まで1年分
旧緊急時避難準備区域	1人11万7,000円 ※同一世帯6人目からは 10万2,000円	平成24年6月1日から同年8月31日までの3か月分

なお、金額の内訳は次のとおりである。

請求項目	帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域	警戒区域及び計画的避難区域（見直し済みの区域は除く）	旧緊急時避難準備区域	備考
対象期間	平成24年6月1日から平成29年5月31日までの5年間	平成24年6月1日から平成26年5月31日まで2年間(標準期間の場合)	平成24年6月1日から平成25年5月31日まで1年間(標準期間の場合)	平成24年6月1日から平成25年5月31日まで1年間	平成24年6月1日から同年8月31日までの3か月分	
帰宅・転居費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	帰宅又は転居1回分の費用
一時立入費用	10万円 (1世帯あたり上限50万円)	12万円 (1世帯あたり上限60万円)	6万円 (1世帯あたり上限30万円)	6万円 (1世帯あたり上限30万円)	1万5,000円 (1世帯あたり上限7万5,000円)	福島近郊から1か月(帰還困難区域は3か月)に1回5,000円の対象期間分
同一世帯内の移動費用	60万円	24万円	12万円	12万円	3万円	原発事故により別居状態になった同一世帯内の移動費用 1回あたり5,000円、1か月あたり2回の対象期間分
検査費用(物)	1万7,000円	1万7,000円	1万7,000円	1万7,000円	1万7,000円	検査費用(物)の1回分の費用
検査費用(人)	2万5,000円	1万円	5,000円	5,000円	5,000円	1年に1回5,000円の交通費の対象期間分
合計	79万2,000円	43万7,000円	25万2,000円	25万2,000円	11万7,000円	

エ 家賃にかかる実費費用相当額

避難等に伴う家賃にかかる費用相当額が包括して賠償される。対象期間は、帰還困難区域及び居住制限区域が平成24年6月1日から平成26年3月31日までの1年10か月分、避難指示解除準備区域が平成24年6月1日から平成25年5月31日まで(標準期間の場合)の1年分である。

区域名	対象期間
帰還困難区域	平成24年6月1日から平成26年3月31日までの1年10か月分

居住制限区域	
避難指示解除準備区域	平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの 1 年分 (標準期間の場合)
警戒区域及び計画的避難区域 (見直し済みの区域は除く)	平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの 1 年分
旧緊急時避難準備区域	平成 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 3 か月分

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降の家賃の取扱いについては、その時点による状況を踏まえ、改めて通知されることになった。ただし、中間指針第二次追補では、不動産全額の賠償を受けることが可能となった時期を終期とする原賠償の考え方が示されている

(B) 旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域内の準備区域、避難等対象区域外の住民

就労不能損害について、原発事故発生時の収入をもとに、「特別の努力」を反映のうえ包括して賠償される。対象期間は、従前の勤務先が避難指示区域（特定避難勧奨地点を除く）内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの 1 年 9 か月分、従前の勤務先が旧緊急時避難準備区域内の場合は、平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 7 か月分である。

3 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続きの申立て（以下「原発ADR」と記載）について

(1) はじめに

(A) 原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」と記載）は、東京電力の事故で被害を受けた方に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争解決することを目的として平成23年8月に設置された機関である。

本来、原子力損害の賠償に関する和解仲介の手続きは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）により、文部科学省に設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」と記載）の所掌とされているが、今回の原発事故では解決すべき案件が多数存在することが想定されるため、原賠審の下部組織として、和解の仲介を専門に扱う原紛センターが設置された。

原紛センターは、文部科学省の他、法務省、裁判所、弁護士等の専門家らによって構成されている。

(B) 原紛センターの組織

原紛センターの組織は、総括委員会、パネル、原子力損害賠償紛争和解仲介室（庶務担当）からなる。このうち、実際に、和解仲介手続きを行うのはパネルと呼ばれる組織で、仲介委員と調査官で組織される。仲介委員は、当事者双方の意見を聞いて和解案を策定する役割を担い、調査官は、仲介委員を補佐し資料の整理や調書の作成などを行う。事件の申立てがあると、総括委員会が事件を担当する仲介委員を指名する。

原紛センターが平成25年2月に作成した活動状況報告書によると、平成24年12月末日時点で、仲介委員が205名、調査官が91名、和解仲介室職員112名の合計408名体制で紛争の解決にあたっているとのことである。平成25年2月1日時点では、調査官は133名、和解仲介室職員は125名とのことである。

原紛センターの事務所は、当初、東京事務所と福島事務所（郡山市）の2箇所のみだったが、平成24年7月に福島県内に4箇所の支所（県北、会津、いわき、相双）が設置され、同年8月に東京にもう1箇所事務所が開設された（新たに設置された事務所が第一東京事務所となり、従前の東京事務所は第二東京事務所となった）。現在は、7箇所体制となっている。

このうち、申立書の正式受理を行うのは、第一東京事務所のみとなる。

事務所	〒番号	所在
福島事務所	963-8811	郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
	県北支所	960-8021 福島市霞町1-52 福島市市民会館503号室
	いわき支所	970-8026 いわき市平字堂根町1-4 いわき市文化センター第2会議室
	相双支所	975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 福島県南相馬合同庁舎403会議室
	会津支所	965-0001 会津若松市一箕町松長1-17-62
第一東京事務所 〔申立書の正式受理〕	105-0003	東京都港区西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル9階
第二東京事務所	105-0004	東京都港区新橋1-9-6 C01新橋ビル3階

原子力損害賠償紛争解決センター組織概要

原子力損害賠償紛争審査会

審査会の事務の一部である「和解の仲介」手続を円滑かつ効率的に遂行するために総括委員会を設置

原子力損害賠償紛争解決センター

センターは、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

総括委員会

総括委員会は、審査会において指名された委員長及び委員により構成され、和解の仲介手続を総括します。

総括委員会の構成

総括委員長 総括委員 総括委員
※学識経験のある裁判官経験者・弁護士・学者から選任

総括委員会の主たる業務

- ・事件ごとの仲介委員の指名
- ・仲介委員が実施する業務の総括
- ・和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃

これらの有機的な連携の下に、
和解の仲介に係る業務を遂行します

パネル

パネルは、弁護士等の仲介委員が、当事者間の合意形成を後押しすることで、紛争の解決を目指していきます。

仲介委員

- ・面談、電話、書面等による事情の聴取
- ・中立、公正な立場からの和解案の提示

申立者

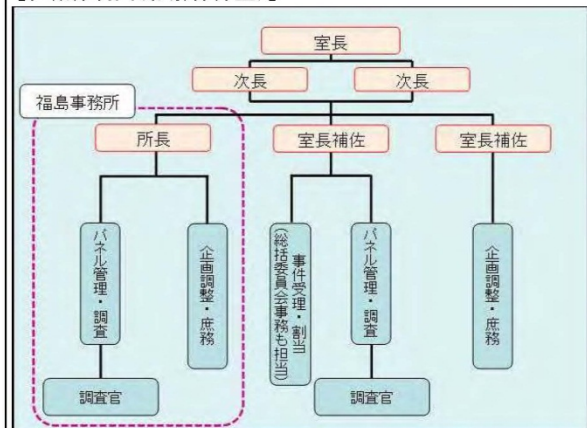
東電

和解の仲介手続における口頭審理の開催場所は、原則としてセンター東京事務所またはセンター福島事務所にて開催しますが、それぞれの事情に応じて、その他の場所でも開催していく予定です。

原子力損害賠償紛争 和解仲介室

和解仲介室は、和解の仲介手続に関する庶務を行います。

【組織体制図(和解仲介室)】



(C) 原紛センターの現状

平成 25 年 3 月 15 日現在の原紛センターへの申立件数は 5,801 件となっており、そのうち約 48%に当たる 2,781 件の事件がなんらかの形で終結している。終結した事件の内訳は、和解成立 2,408 件（全部

和解 1,940 件、一部和解 373 件、仮払和解 95 件)、取下げ 477 件、打切り 363 件、却下 1 件となっている。また、相談等の電話は 1 万 5 千件にのぼる。

全体として、本人申立てが多く、証拠等の精査に時間がかかることや、原紛センターの人的問題（仲介委員、調査官の不足等）により、審理が停滞する傾向にある。

なお、申立てにおける主な損害項目は以下のとおり。

〔 申立てにおける主な損害項目 〕

個人／事業者の別	申立ての割合	申立ての概要（主な論点）
個人	8 割弱	① 精神的損害の賠償額の算定について ② 避難費用（自主的避難を含む）に対する賠償について ③ 自主除染に対する賠償について ④ 生活費増加に対する賠償について ⑤ 就労不能損害に対する賠償額の算定について ⑥ 財物（土地・建物・家財道具等）の価値喪失等について
事業者	2 割強	① 営業損害の賠償額の算定について ② 事業用の財物の価値喪失等について

(2) 司法書士と原発ADRについて

(A) 原発ADR申立書類の作成

当初、原紛センターへの申立書類作成が司法書士法第 3 条 1 項第 4 号の業務に入るのか判然とせず、積極的な被害者支援の障害となっていた。

司法書士が業務として原発ADRの書類作成ができるようにするよう福島県司法書士会から要望し、法務省と日本司法書士会連合会が協議した結果、司法書士法第 3 条第 1 項第 4 号の業務に準ずるものとして扱うことができることが明確になった。これにより、認定司法書士に限らず全ての司法書士が、業務として原発ADRの申立書類を作成できることが明らかとなった。

(B) 原発ADR申立の代理

申立ての対象が 140 万円以下なら認定司法書士は、代理人として原発ADRの申立てを行うことができる。

前記の原紛センターに申立てられている主な損害項目を見ると 140 万円以下になる事案も多いものと思われる。また、東京電力は、請求の一部に争いがある場合でも、争いがある部分と争いがない部分の損害項目が異なる場合には、争いがある部分を除いて直接請求を受け付けていることから、争いがある部分に限定して申立てすれば 140 万円以下になるケースもあると思われるため、認定司法書士には代理を必要としている被害者支援を積極的に行っていただきたい。（ただし、全体では 140 万円を超える損害を 140 万円以下になるように抜き取って請求することはできないので注意を要する）

(C) 震災法テラスの利用

震災法テラス（法テラス（日本司法支援センター）の震災法律援助）とは、平成 24 年 3 月 23 日に成立した「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域（東京都は除く）に平成 23 年 3 月 11 日に居住していた者等を対象として、無料で法律相談を行い、「震災法律相談援助」、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「震災代理援助」「震災書類作成援助」）制度である。これまでの資力等の要件を緩和し、民事裁判に限定されない裁判外紛争解決手続を対象とする等、被災者が利用しやすいものにな

っている。

平成 24 年 10 月 1 日付けで日本司法支援センター本部から各地方事務所長、支部長に対して、司法書士が行う原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成について、その請求額にかかわらず、『東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律』に基づく震災書類作成援助の適用対象とできるとの通知がなされました。

この取り扱いは、東日本大震災・福島第一原発事故による膨大な数の被災者・被災者を迅速に救済する必要があり、そのために原子力損害賠償紛争解決センターを活用して早急に被害者の救済を図ることが強く求められていること等が大きな理由です。そのため、司法書士は、これを契機として更なる震災法律援助契約司法書士の増加と震災法律援助実績の向上を図っていかねばなりません。

(平成 24 年 10 月 2 日付け日司連発第 1076 号から抜粋)

日本司法書士会連合会と法務省との協議により、原紛センターに提出する申立書類の作成について、司法書士法第 3 条第 1 項第 4 号における「裁判所に提出する書類の作成」と同一の取扱いとすることができると確認された。つまり、全ての司法書士が業務として申立書類の作成ができるということである。

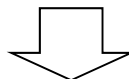
司法書士が身近な法律家として社会から認識され、社会から求められた結果がこのような取扱いにつながったものと思われる。社会や被災者からの期待に応えるため、積極的に原発 ADR に取り組み、震災法テラスを活用すべきである。

(3) 原発 ADR の手続き

(A) 依頼者から相談を受ける場合の留意点

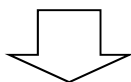
司法書士が原子力損害賠償の相談を受ける場合、次のような事項に留意すべきである。

- ① どのような損害について納得がいかないのか？
- ② 損害と原発事故に相当因果関係があるか？
- ③ その損害について、中間指針ではどのように扱われているか？
- ④ 東京電力に直接請求できないのか？
- ⑤ 直接請求できる場合、賠償額や基準はどうなっているか？
- ⑥ 依頼者は東京電力に直接請求したことがあるか？（争いが無い部分について請求は終わっているか？）
- ⑦ その損害は、原紛センターの総括基準において賠償すべき損害とされているのか？
- ⑧ 同種の損害について、原紛センターにおける和解事例はあるのか？
- ⑨ 依頼者に直接請求・原発 ADR・裁判について、概要、メリット・デメリットを説明したか？
- ⑩ 依頼者の希望は？



解決方法としてADRを選択するのは、主に、

- ① 直接請求できるが賠償額に納得できないケース
 - ② 直接請求できないケース（東電の基準に合致しない。必要な書類が提出できない等）
- の2つになると思われる。



① 直接請求できるが賠償額に納得できないケースの例

直接請求では、避難による精神的損害に対する賠償額は月額12万円（避難所にいた月）とされているが、私は、身体に障害があるため、避難所での不便な生活により多大な精神的苦痛を味わった。他の方と同じ額では納得できない。

② 直接請求できないケースの例

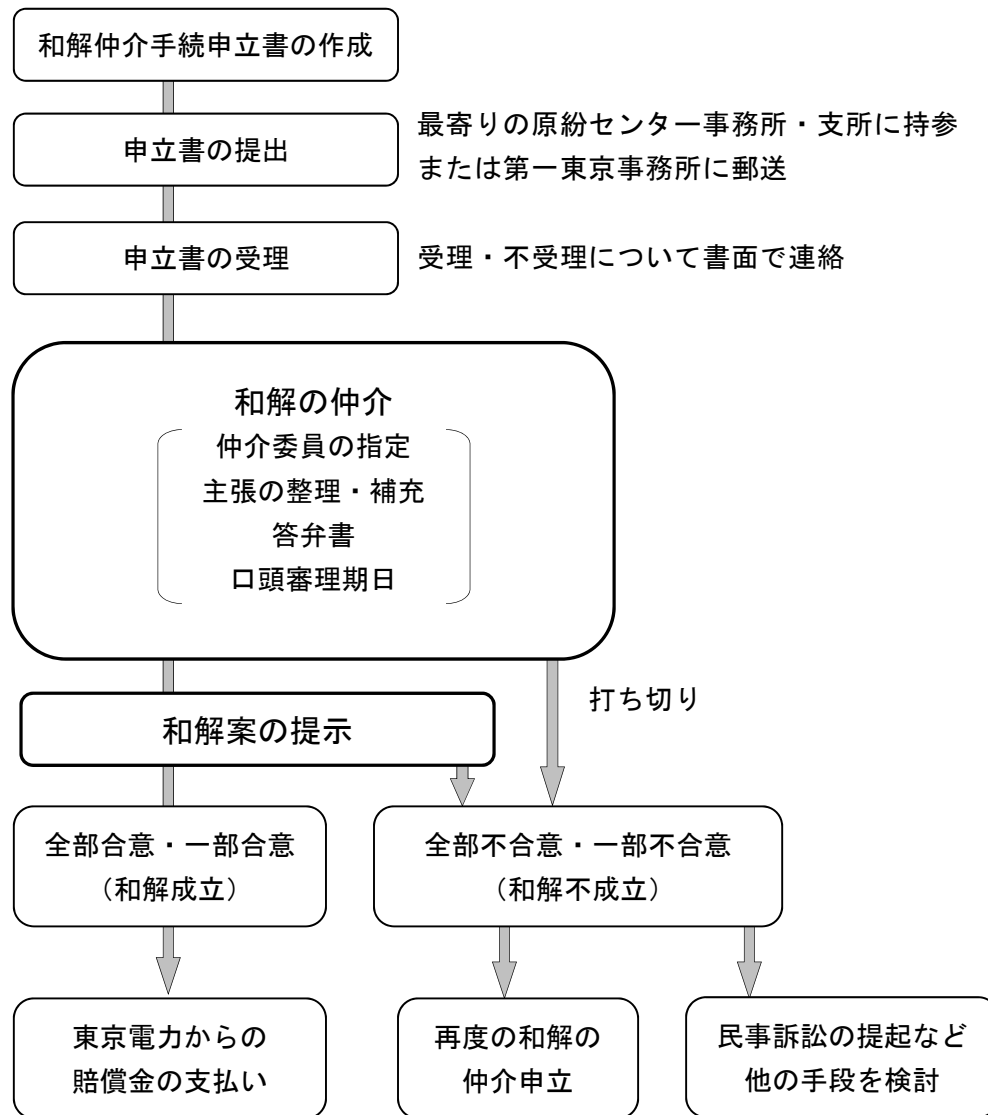
警戒区域から車を持ち出した（持ち出した時は国の基準値を下回っていた）が、持ち出し後再計測してみたら線量が高く、小さい子どももいることから売却することにした。しかし、線量が高かったことから（中古車販売会社の車両の流通に関する自主規制により）買取を拒否された。

(B) 相談を受ける側に求められる知識

(A)に記載したように、相談を受ける司法書士には、中間指針や東京電力への直接請求についての知識が求められる。また、相談された事例と同じような事案について、どのような和解案が出されているか、原発ADRの和解事例についても知っておく必要がある。

なお、原紛センターのホームページには、これまでの和解事例が掲載されているほか、総括基準（複数の事件に共通する取扱いについて原紛センターが定めた基準）などが掲載されている。

(C) 原発ADRの流れ（標準的な例）



ア 申立書の作成

申立書に定められた様式はない。申立書に記載すべき事項は次のとおり。（根拠；原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規定〔以下「和解仲介業務規定」と記載〕第11条、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令〔以下「政令」と記載〕第5条）

- ① 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 当事者の一方から和解の仲介の申立てをしようとするときは、他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 和解の仲介を求める事項及び理由
- ④ 紛争の問題点及び交渉経過の概要
- ⑤ 申立ての年月日
- ⑥ その他和解の仲介に関し参考となる事項

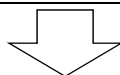
- ⑦ 指定通知場所（原紛センターから通知を受けるべき場所）
- ⑧ 代理人によって申立てをすときは、代理人の氏名及び住所
- ⑨ 前各号のほか総括委員会が定めた事項

なお、被害者本人が申立てをするための、簡易な申立様式が用意されており、原紛センターのホームページからダウンロードできるほか、原紛センター事務所、支所の受付に備えられている。

イ 添付書類

申立書と一緒に次の書類を提出する必要がある。（和解仲介業務規定第 10 条）

- ① 申立てを基礎づける証拠書類があるときは、その証拠書類の写し
- ② 当事者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書面（ただし、東京電力のものは不要）
- ③ 代理人によって申立てをすときは、その代理権限を証明する書面
- ④ 政令第 6 条の規定により代表者を選定するときは、その事実を証明する書面（いわゆる選定当事者を選定して手続きを進める場合は、選定したことを証明する書面）
- ⑤ 申立書副本（2 部）



司法書士が個人から委任を受けて、代理人として申立てする場合、

- ① 証拠（写し） ② 委任状 ③ 申立書副本
の 3 つを添付

ウ 申立書の提出

申立書の正式な受理は、第一東京事務所のみで行うとされている。申立てする側としては、第一東京事務所に郵送するか、最寄りの原紛センター事務所、支所に持参することとなる。最寄りの原紛センターに持参した場合、形式的な不備がないかその場でチェックしてもらえるほか、第一東京事務所に郵送してもらえる。この場合、申立書が第一東京事務所に到達した段階で正式受理される。

なお、受理についての審査の段階で、原紛センターから書類の追加を依頼される場合がある。また、原紛センターにおける検討の後、受理・不受理について書面で連絡がある。

エ 仲介委員の指名

申立てが受理されると、総括委員会によって仲介委員が指名される。仲介委員は中立・公正な立場で和解の仲介手続きを実施する委員であり、1 名又は 2 名以上指名され、少なくとも 1 人は弁護士とされている。（和解仲介業務規定第 16 条）

仲介委員が指名されると、申立人に指名通知書が送付される。

オ 答弁書の受領

東京電力は、仲介委員が指定する期限までに、紛争の問題点その他和解の仲介に関し参考となる事項を記載した答弁書を提出しなければならないとされている。（和解仲介業務規定第 23 条）

答弁書は、東京電力の代理人から申立人に直送されている。なお、東京電力の代理人は複数おり、答弁書の様式も代理人によって異なるようである。

カ 当事者からの事情聴取（主張の整理補充）

仲介委員は、当事者に対し、主張の整理補充、又は証拠書類その他必要な書類の提出を求めることができる（和解仲介業務規定第 23 条）、当事者は必要に応じて、仲介委員から面談、電話、書面等により事情の説明を求められることになる。

キ 口頭審理期日

仲介委員は、当事者の双方又は一方からの面談により直接意見を聴く必要があると認められるとき、又は当事者が協議する場を設ける必要があるときは、口頭審理期日を行うものとされる（和解仲介業務規定第 24 条）。

口頭審理期日では、提出された資料を前提に、仲介委員が当事者双方からお互いの主張や資料について詳細な事情確認を行う。

口頭審理期日は必ず開かれるわけではない。原紛センターによると、平成 24 年 10 月 26 日現在で、申立件数が 4,370 件であったのに対し、口頭審理期日が開かれたのは延べ 2,941 件となっている。このうち、221 件が福島県内で開催されている。

福島県内での開催件数が極端に少ないのは、仲介委員や調査官のほとんどが東京に在住しているためである。なお、遠方に住んでいる場合や健康上の問題がある場合など、仲介委員が適当と認める場合には、当事者双方の同意を得て、いわゆる電話会議方式により口頭審理期日が開催される。

口頭審理期日が開かれた場合、仲介委員は期日調書を作成しなければならない。

ク 和解案の提示

仲介委員は、申立書、答弁書、当事者からの事情聴取、口頭審理期日の確認内容等を踏まえて、和解案を作成し、書面で当事者に提示する（和解仲介業務規定第 28 条）。

当事者は、和解案に対して諾否の自由を有するが、東京電力が今まで提示された和解案を拒否したことはない（不当に遅延された事例として公表されているものは存在する）。

当事者が和解案を拒否した場合でも、仲介委員はさらに和解仲介手続きを継続することができる（とされている）。

和解案に対しては、和解案が申立人に提示されてから、1 週間～10 日程度で諾否の回答を求められており、申立人が熟慮するには十分でない期限が設定されているが、申立人が諾否の判断に躊躇してしまうような場合には、熟慮期間を延長する取り扱いもなされているようである（ただし、被申立人である東京電力には回答期限を遵守するよう要請）。

なお、仲介委員の和解案の提示に際して、当初は、事案の概要、論点、論点に対する仲介委員の判断が記載された和解案提示理由書が公表されていたが、原紛センターの煩雑な作業を削減するため、現在は申立人が要望しても書面では提示されない。

過去の和解案提示理由書は、原紛センターのホームページに掲載されている。

ケ 手続きの終結

① 和解成立

当事者間に合意が成立したときは、仲介委員は、当事者に和解内容及び和解成立年月日を記載した和解契約書を作成させ、その写しの交付を受けるものとされている。仲介委員が和

解契約書の写しの交付を受けたときは、和解仲介手続きは終了するとされている（和解仲介業務規定第 29、31 条）。

しかし、実務では、原紛センターが和解契約書を作成する場合もあるようである。いずれの場合でも、和解契約締結に当たっては、申立人に不利益にならないよう、その契約内容を十分精査、確認しなければならない。

② 申立の取り下げ

申立人は、和解仲介手続き終了までの間、いつでも書面をもって申立てを取り下げることができる。（和解仲介業務規定第 32 条）

③ 和解仲介手続きに適さない事由の判明

仲介委員は、申立てにかかる紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解仲介をしないものとするができる。（和解仲介業務規定第 33 条）

④ 和解仲介手続きの打ち切り

仲介委員は、次のいずれかに該当する事由があるときは、申立てにかかる紛争が解決される見込みがないものとして、和解仲介手続きを打ち切ることができる。（和解仲介業務規定第 34 条）

- 一 当事者が正当な理由なく、和解仲介手続に応じないとき。
- 二 当事者が和解仲介手続において和解により解決する意思がないことを明確にしたとき。
- 三 当事者が、仲介委員の指示に従わないため、和解仲介手続の実施が困難であるとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、仲介委員が和解仲介手続の実施が困難であると認めるとき。

(4) 最後に

(A) 原発ADRの問題点

中間指針では、「指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である」、「上記一定額を超える現実の損害が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲内で増額されることがあり得る」と記載されており、原紛センターには、被害の実情に応じた柔軟な和解案の提示が期待されたところであるが、提示される和解案は中間指針に沿ったものがほとんどである。原発ADRを申立てる被害者は中間指針に納得できず、指針を超える和解案を期待して申立てを行っており、せっかく申立てをしても和解に至らないケースも多いようである。

また、仲介委員・調査官は東京で事務処理を行っており、はたして、被害状況や避難生活の実情、被害者の今後の生活への不安を正しく把握できているのか、疑問に感じられる。

原紛センターの人的体制が整わず、申立てから和解案提示まで相当時間を要していることも問題である。

(B) 司法書士として

原発事故による福島県外への避難者は、平成 24 年 9 月の時点で未だ 6 万人にのぼる。6 万人が全国に避難しているということは、全国のどこの司法書士にも原発損害賠償の相談が寄せられる可能性があるということである。

東京電力が進めている財物の賠償手続きでは、建物の賠償額について被害者が算定方法を選択することができる。また、被災地では、登記簿上の名義と現実の所有者が合致しない不動産も多く（相続登記未了、売買・交換後の未登記）、個々の資産の算定や所有者の特定などについて混乱が生じる可能性も高い。財物賠償や登記手続きについて、今後益々、司法書士が被害者救済に貢献していかなければならない。

また、原発ADRの事務処理停滞の一因として、本人申立てが多く、事実や事情の整理に時間がかかることがあげられているが、司法書士が、代理人又は書類作成者として関与する案件が増えれば、原発ADRの手続きが円滑に進み、迅速な紛争解決に寄与できるはずである。原発ADRへの取り組みの中で、司法書士が被害者に寄り添い、被害者の代わりに声を上げていけば、被害者が利用しやすい被害者のための原紛センター構築にも貢献できるはずである。

最後に、司法書士が140万円以下の民事事件について、代理人として紛争解決に関わるようになって久しいが、裁判や和解はできるのに、第三者機関へ提出する書類の作成権限や、権利義務に関する書類の作成権限は依然として認められていないままである。多くの被害者が救済を求めている今、日本司法支援センター（法テラス）の「震災法律相談援助」「震災代理援助」「震災書類作成援助」を利用し、原発ADRの書類作成に積極的に取り組んで実績を残すことは、今後の司法書士業界の発展に大いに寄与するはずである。

いままで経験したことのない大規模な原発事故の被害に、司法書士という専門職が一丸となって取り組んでいきたい。

(参考) 福島県市町村名地図



第3章 事例検討

1 警戒区域住民の直接請求

私は、双葉郡大熊町に自宅と事務所がある司法書士のSです。一人暮らしをしており、事務所には補助者が1人いました。

3月12日の朝に自衛隊のトラックで郡山市内にある郡山高校の体育館に避難しました。ガソリンを買うことが出来たと言って、3月18日に家族が迎えに来てくれましたが、翌日に参加したい会議が兵庫県であったので、その日は東京に宿泊しました。神戸市内の会議に参加しましたが、ホテルはどこも一杯でしたので、福岡まで行きましたが高いホテルしか空いていませんでした。熊本では宿泊代の他に、食事代が1000円かかりました。領収書は全部取ってありますが、友人に支払った謝礼については証明できるものはありません。詳しい避難経路は次のとおりです。

日付	避難先	移手段	備考
3/18	郡山高校の体育館	車	
3/18	いわき市の親類宅	高速バス	
3/18	東京のホテル	電車	ホテル代は食事込みで8000円
3/19	兵庫県司法書士会館会議に参加	電車	
3/19	福岡市内のホテル	電車	ホテル代は食事込みで25000円
3/20	熊本市内のホテル(2泊)	飛行機	ホテル代は食事なしで7000円
3/22	栃木県の友人宅	電車	謝礼3万円
3/24	いわき市の親類宅	車	
3/27	福島市内の親類宅	車	
4/11	福島市内に事務所用の部屋を借りる		
11/1	自宅用の部屋を借りる		借上住宅

一時帰宅は7月1日に福島駅に迎えに来た大熊町のバスにのって参加しています。車の持ち出しは、8月25日に集合場所のいわき駅まで、福島市から自家用車で行きました。持ち出した車は、放射線量が高いということで買取を断られました。

震災以前から肝臓が悪かったのですが、ストレスで症状が悪化してしまい、7月1日から7月31日までの間に福島市内の病院に4日通院しました。通院にはバスを使いました。診断書をもらうために病院には5000円支払いをしています。この避難生活で、飲酒量も増え、水を買うなどしているために生活費が以前よりも毎月2万円増加しています。

(1) 第1回直接請求（平成23年3月～平成23年8月分）

B2. 避難生活等による精神的損害

月	金額
3月	120,000
4月	100,000
5月	100,000
6月	100,000
7月	100,000
8月	100,000
合計	620,000

B3. 避難・帰宅費用

日付	場所	移動手段	東電標準額	交通費実費	備考	宿泊費	備考
3月18日	郡山高校の体育館					0	
	↓	車	14000 (*1)	0			
3月18日	いわき市の親類宅					0	
	↓	高速バス		3,000			
3月18日	東京のホテル					8,000	食事込み
	↓	電車	39000 (*2)	14,670			
3月19日	兵庫県司法書士会館						
	↓	電車		14,570			
3月19日	福岡のホテル					25,000	食事込み
	↓	電車	11,000	4,790			
3月20日	熊本のホテル（2泊）					14,000	食事無し
	↓	飛行機・電車	38,000	41,940			
3月22日	栃木の友人宅						謝礼
	↓	電車	12,000	6,400			
3月24日	いわき市の親類宅					0	
	↓	車	5,000	2,700	高速代		
3月27日	福島市の親類宅					0	
	↓	車	5,000	30			
4月11日	福島市内に事務所設置					0	
	↓	車					
11月1日	借り上げ住宅						
合計			124,000	88,100		47,000	

*1 福島から東京までの東電標準額

*2 東京から福岡までの東電標準額

B4. 一時立入費用

日付	移動手段	目的	東電標準額	交通費実費
7月1日	行政の用意したバス	一時帰宅	10,000	60
8月25日	自家用車（復路のみ）	車の持ち出し	10,000	2,000
		合計	20,000	2,060

B 5. 生命・身体的損害

費目	金額	備考
医療費	0	
診断書取得	5,000	
慰謝料	33,600	8×4200円(4日×2=8)
交通費	20,000	5000円×4日
合計	58,600	

B 6. その他

謝礼・宿泊費に含まれない(熊本の)食事代・生活費の増加などは認められなかった。

第1回直接請求合計額	869,600円	… ①
仮払金受領額	1,050,000円(75万円・30万円)	… ②
第1回受領額(①-②)	0円(-180,400円)	

(2) 第2回直接請求(平成23年9月～平成23年11月分)

B 2. 避難生活等による精神的損害

月	金額
9月	100,000
10月	100,000
11月	100,000
合計	300,000

B 3. 避難・帰宅費用

日付	場所	移動手段	東電標準額	交通費実費	備考	宿泊費	備考
4月11日	福島市内に事務所設置					0	
	↓	車	5,000	30			
11月1日	借り上げ住宅						
合計			5,000	30		0	

B 4. 一時立入費用

日付	移動手段	目的	東電標準額	交通費実費
10月7日	自家用車(往復)	一時帰宅	10,000	3,000
		合計	10,000	3,000

B 5. 生命・身体的損害

通院無し

B 6. その他

借り上げ住宅の家具など実費 520,000

第2回直接請求合計額	835,000円	…	①
仮払金未精算額	180,400円	…	②
第2回受領額 (①-②)	654,600円		

(3) 第3回直接請求 (平成23年12月～平成24年2月分)

B 2. 避難生活等による精神的損害

月	金額
12月	100,000
1月	100,000
2月	100,000
合計	300,000

B 3. 避難・帰宅費用

避難・帰宅無し

B 4. 一時立入費用

日付	移動手段	目的	東電標準額	交通費実費
2月7日	自家用車 (往復)	一時帰宅	10,000	3,000
		合計	10,000	3,000

B 5. 生命・身体的損害

通院無し

B 6. その他

家具やスタッドレスタイヤなどの実費 260,000 (実費は215,000)

(1回目請求では認められなかった謝礼が認められるようになった)

第3回直接請求合計額	570,000円	…	①
仮払金未精算額	0円	…	②
第3回受領額 (①-②)	570,000円		

2 原発ADR代理事例（一時的な避難を余儀なくされたことによる精神的損害及び車両の売却損）

私はS司法書士事務所に勤務していた補助者のTです。いわき市から車で双葉郡大熊町の事務所に通勤していました。3月11日の地震で道路が通行止めになってしまい、自宅に帰ることが出来ないまま、司法書士Sと一緒に3月12日の朝、自衛隊のトラックで避難所に連れていかれてしまいました。3月18日に家族が迎えにきてくれたので、いわき市の自宅に帰る事が出来ました。

大熊町役場から許可が出て、いわき駅に迎えに来た大熊町のバスで、8月25日に車の持ち出しをしましたが、既に中古車を買ってしまったので、大熊町から持ち出した車は売却しました。震災の1年前に100万円で買ったその車の売却代金は50万円でした。

司法書士Sは、福島市に仮の事務所を設置しましたが、私は遠くて通えません。3月からお給料は貰っていませんが、雇用保険の失業給付を3月から毎月12万円受給しています。

私の平成22年のお給料の額面総額は204万円でした。平成22年4月から平成23年3月までの額面総額は187万円です。

いわき市内で仕事を探していますが全く見つかりません。私は母子家庭で、大学生の子供が2人いるので、この先の生活が不安です。

<請求したい内容>

- ① 避難生活(避難所滞在)による精神的損害
- ② 就労不能損害
- ③ 警戒区域から持ち出した車両の売却損

<解説>

① 精神的損害の賠償を受けられる中間指針の避難等対象者は、生活の本拠が奪われた者に限定しているため、いわき市に自宅が有り警戒区域内の勤務先に通勤していた者は、精神的損害の賠償対象外とされ、直接請求では賠償が受けられない。

② 損害は給料明細等で明確であるため直接請求にて請求可能。

③ 警戒区域から持ち出した車両は、東京電力が示した賠償基準から外れるため直接請求では賠償が受けられない。

よって、②（就労不能損害）のみ直接請求にて合意し、①（精神的損害）及び③（車両の売却損）は、原子力損害賠償紛争解決センターへ申立をした。平成24年8月3日に申立をし、口頭審尋期日も設定されないまま、平成24年12月12日和解案の提示がなされ合意解決となった。



和解仲介手続申立書

平成24年8月3日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立代理人司法書士 菅波佳子



〒970-0225 福島県いわき市平

申立人

(送達場所) 〒960-8073 福島県福島市南中央三丁目7番地2

鶴島ガーデン605号

おおの司法事務所

上記申立代理人司法書士 菅波佳子

認定番号537024号

電話 024-573-8916

FAX 024-573-8917

〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3

被申立人 東京電力株式会社

上記代表者代表取締役 広瀬直己

請求総額 金41万6580円

第1. 申立の趣旨

被申立人は、申立人に対し金41万6580円を支払え。

第2. 申立の理由

1. 精神的損害 損害額 金12万円

(1) 申立人は、平成23年3月11日、福島県双葉郡大熊町 大平下町上字大
野(以下「大野」)に勤務していたところ、東日本大震災に遭い、車中泊を余
儀なくされ、福島第一原子力発電所(以下「第一原発」という。)の事故に
より、平成23年3月12日早朝の政府の避難指示により、第一原発から
4キロの距離にある勤務先から、自衛隊のトラックで10時間以上かけて、
避難所として受け入れたユラックス熱海(福島県郡山市)に1泊し、翌
日同じく避難所となった郡山高校の体育館(福島県郡山市)へ移動し、平
成23年3月18日まで滞在した。

(2) 申立人は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補によって定められ
た「自主的避難等対象区域」で生活しており、被申立人から送付された賠
償金請求書により、金8万円を受領した。(請求者番号J1111111111)



- (3) 申立人は、原発から4キロの距離にある勤務先において、無用な被曝の恐怖にさらされ、プライバシーも確保出来ない避難所生活で7日間もの苦痛を強いられたものであり、上記(2)の賠償とは性質を異にするものであるから、避難等対象区域の住民らと同様に、精神的損害として月12万円の賠償がなされるべきである。
2. 車両 損害額 金28万4580円
- (1) 申立人は、1(1)に記載のとおり、通勤に利用していた車両を勤務先に置いたまま、自衛隊のトラックで避難させられた。
- (2) 大熊町は、自家用車での避難をせずに、迎えに来るバス等で避難することを町民に対し指示したため、申立人もそれに従ったものである。
- (3) 申立人は、職を失いハローワークに通う必要があり、また同居する大学生の子らがあるため、送迎等に車両が無くては生活出来ない環境にあり、平成23年4月8日自動車を購入した。
- (4) 平成23年8月25日、警戒区域からの車両の持ち出しについて、大熊町長の許可を得ることが出来たため、大熊町民らと共に自動車を持ち出した。
- (5) 平成23年9月20日警戒区域から持ち出したが、若い子らも放射線量を気にしているため、使用することは考えておらず当該自動車を売却し、売却代金50万円を受領した。
- (6) 警戒区域から持ち出し売却した自動車を平成23年3月11日現在の経過年数等を考慮した再購入価格は、金78万4580円であるため、上記(5)の売却代金との差額金28万4580円の損害が生じている。
3. 司法書士費用 損害額 金1万2000円
- (1) 被申立人は、車両の賠償について、対象とされる車両を限定しており、申立人は長期間、賠償されないまま、司法書士に依頼し本件申立をせざるを得なかったため、請求額の3%相当の司法書士費用を請求する。

第3 結論

よって、申立人は、被申立人にたいし請求の趣旨記載のとおり求める。

証拠方法

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 甲第1号証 | 車両確認票 |
| 1 | 甲第2号証 | 売買契約書 |
| 1 | 甲第3号証 | お車(見積)プラン |

添付書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 申立書副本 | 1通 |
| 1 | 甲号証写し | 各1通 |
| 1 | 委任状 | 1通 |

甲第 / 号証

車両確認票

管理番号

当該車両ナンバー

福島 会津 いわき 500

当該車両の汚染状況

汚染基準未滿

汚染基準以上

ボンネット 屋根/荷台
ドア(右:左) ワイパー
タイヤ
(前輪 右 左 後輪 右 左)

当該車両連絡先

氏名 いわき市

住所 いわき市

電話番号 いわき市

上記車両は、「自家用車持ち出し実施計画」に基づく持ち出し関連車両である。

確認の結果、上記車両の汚染状況等は、上記の通りである。

平成23年8月25日
原子力災害現地対策本部

甲第 2 号証

売買契約書

23年 9月 20日

売主 (甲)	住所	山梨県				買主 (乙)	支店	アット			
	氏名	[Redacted]					支店	アット			
	T E L	年令	職業				支店	アット			
	免許						支店	アット			
	証No						支店	アット			

売主(甲)は買主(乙)に下記の自動車を下記の条件において売渡する

■自動車の表示

型式	WD5500U	年式	H21	車名	スズキ	型式	DBA-ZC71E	名称	スイフト XG
車台	ZC71S-	走行	3380km	走行		使用		使用	済
所有者	会社名			住所				TEL	

■売買条件

車両金額	500,000	
未払残債	年 月 日	
未払自動車税	年度	
移転路車費用		
所有権除却費		
出張回送費		
内 金	月 日	
リサイクル料金		
(動産物)		
小 計	750,000	
支 払 額 (残額)		
振込 銀行	銀行・信用金庫	本店 番号
銀行 信用組合・農協	信用組合・農協	支店 番号
口座名義人		

■残債明細

①	円×	回	
②	円×	回	
備考			
車検証 強 賠 納税証 印 証 委任状 譲 渡 住 民 選 付			

■売買条約

- (1)売主「甲」は、上記車両を上記の売買条件で「乙」に売渡し、「甲」は振当権、貸借権、差押え、公租公課等、売渡しの障害となる何等の条件の負担もないことを保証し、万一これらの負担があるときは「甲」の責任において即時処理するものとする。これにより「乙」に損害を与えたときは一切の損害を直ちに賠償する。
- (2)上記の使用権・所有者の登録が「甲」と異なる場合でも、使用者・所有者がこの売買契約に異議を申立てたときは、「甲」の責任において直ちに解決する。
- (3)上記車両代は、車検有効期限迄の強制賠償保険代と重量税が含まれた金額で、契約日から次の3月31日迄の自動車税は完納されている金額を表す。
- (4)「甲」は本契約締結し、車両引渡し以降発生する一切の責任を負わない。

- (5)「甲」は上記車両の月額残債を正確に「乙」に申告し、車両代金より相殺する。
- (6)「乙」は、(5)の残債を直ちに所有者に納入して、所有権解除の手続きを行う。
- (7)「乙」は本契約後、直ちに名義変更を行わねばならない。
- (8)「甲」は、上記車両が冠水および事故歴(走行kmの改算等)のないことを保証する。
- (9)「甲」「乙」、上記各項に違反した場合は、その損害を賠償する。上記契約の成立を保証するため、本書を2通作成し、「甲」「乙」各々署名捺印し、その1通を各自保持する。

整理 No	担当
----------	----

お車(見積)プラン申第〇号証

24年7月25日

御名	様
住所	〒114-8501 東京都荒川区西日暮里
電話番号	03-5621-XXXX

ご検討の車種	スズキ スイフト H22 DBA- # シルバー	現金・ローン()回分割 年 月 日 クルト XG 33000 Km走行	車検
--------	--------------------------------------	---	----

車両本体価格	703500	(消費税)	
車両本体課税対象額(%)	703500	A	33500
①付属品/特別仕様価格(%)		B	
②特別仕様価格(%)		C	
合計(E)	703500		

付属品(%)	
小計	

検査登録手数料代行費用 [指定]	31500
車庫証明手数料代行費用	8400
納車費用	5250
下取車諸手續代行費用	
査定料	
検査登録	
車庫証明	
下取車	
環境整備費用	
小計	45150

特別仕様(%)	
合計①	

※新現金録時、平成23年3月11日までの経過年数等を考慮し算定致しFLR

非課税	検査登録 [指定]	
課税	車庫証明	2500
自動車税	リサイクル料	11430
自動車税(月より)		
取得自動車		22000
付属品		
税金合計		
自動車重量税		
下取車未納自動車税		
自賠責保険料		
任意対人()万円		
任意対物()万円		
任意搭乗者()万円		
諸費用計(F)		12150

特別仕様(%)	
---------	--

お支払い例

頭金		円
月つき		円 × 回
ボーナス月		円 × 回
初回		円 × 回

(T) 消費税合計 (A+B+C+D) 33500

見積有効期限 年 月 日

【御願い】 手続きのため裏面書類を () 月 () 日までに御用意下さい。ありがとうございました。不許複製 ©

委任状

平成 24 年 8 月 3 日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(委任者) 住所 福島県 いねま市 平野町 1-1-17

氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

私は、下記の事件について、下記の者を代理人と定め各事項を委任いたしました。

1 事件の表示

事 件 平成 年 () 第 号事件

相手方 被申立人 〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3
東京電力株式会社

2 代理人の表示

送達場所 〒960-8073

福島県福島市南中央3丁目7番地2鶴島ガーデン605号

氏 名 司法書士 菅波佳子

福島県司法書士会所属 認定番号 第537024号

電 話 (024) 573-8916 FAX (024) 573-8917

3 委任事項 (□にレ点を付してください。)

本件和解仲介事件に関する一切の権限

下記事項

和解契約を締結すること 仲裁合意をすること

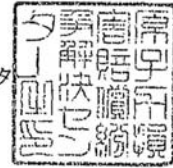
取下げ、離脱の手続をすること 金銭を受領すること

その他

24原解セ第 〇〇〇号
平成24年9月13日

申立人代理人
菅波 佳子 様

原子力損害賠償紛争解決センター



和解仲介手続における仲介委員の指名等について

○ 下記1の事件について、下記2の仲介委員が指名されましたので、お知らせします。

今後の和解の仲介については、下記2の仲介委員において、あなたの申立内容と東京電力から提出された答弁書をもとに、双方から事情や意見をうかがいながら進めていくこととなります。また、あなたの主張内容について確認や補充をお願いすることもあります。

必要に応じて、当事者から直接お話をうかがう期日が開かれることもあります。その際には、事前に、下記3の担当調査官から連絡があります。

○ なお、東京電力から、平成24年9月18日ころまでに答弁書が、あなた宛に直接送付される予定です。答弁書は、手続開始当初における東京電力の言い分が記載されたものであり、当センターの考え方や判断が記載されたものではないので、ご注意ください。

ご不明な点がありましたら、担当調査官にお問い合わせください。

記

- 1 事件番号 平成24年(東)第 〇〇〇号
申立人 〇〇〇 〇〇
被申立人 東京電力株式会社
- 2 仲介委員 尾野 恭史
- 3 担当調査官 永田 敏樹、 鉦竹 昌利
(連絡先電話番号 03-4334-6130)

副 本

平成24年(東)第[]号 和解仲介手続申立事件

申立人 []

被申立人 東京電力株式会社

答 弁 書

平成24年9月14日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

〒100-8560 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

被 申 立 人 東京電力株式会社

上記代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

〒130- [] 東京都 []

[]

[] (指定通知場所)

電 話 03-[]-[]-[]-[]-[]

FAX 03-[]-[]-[]-[]-[]

被申立人代理人弁護士 [] [] []

第1 経過の概要（請求状況及び支払状況）は次のとおりです。

1 仮払補償金

補償金の種別	請求の有無	支払の有無	支払金額 支払日時	参考事項等
仮払補償金 (第1回)	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	_____円 年 月 日	
仮払補償金 (第2回)	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	_____円 年 月 日	

2 本賠償請求

様からご請求をいただいた件につき、以下のとおりお支払をさせていただきます。なお、本賠償第1期のご請求のうち本申立てに係るご請求と同様若しくは類似のご請求をいただいております。

補償金の種別	請求の有無	支払の有無	支払金額 支払日時	参考事項等
本賠償金 (第1期)	■あり □なし	■あり □なし	円 2012年1月18日	様に対し、 就労不能損害について の賠償としてお支払 いさせていただきました。
本賠償金 (第2期)	■あり □なし	■あり □なし	円 2012年2月24日	様に対し、 就労不能損害及び一 時立入費用について の賠償としてお支払 いさせていただきました。
本賠償金 (第3期)	■あり □なし	■あり □なし	円 2012年4月12日	様に対し、 就労不能損害につい ての賠償としてお支 払いさせていただきました。
本賠償金 (第4期)	■あり □なし	■あり □なし	円 2012年8月16日	様に対し、 就労不能損害につい ての賠償としてお支 払いさせていただきました。

				ました。
自主的避難等に係る損害	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<u> </u> 円 2012年4月4日	■■■■様、■■■親及び■■■様の精神的損害に対する賠償としてお支払いさせていただきました。

第2 申立金額に対する認否は次のとおりです。

損害項目	申立人の 主張額	認否	否認等の理由	理由の補足説明等
① 精神的損害	120,000 円	<input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 一部認める 認める金額 _____円 <input checked="" type="checkbox"/> 全額否認 <input type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 証拠書類不足 <input type="checkbox"/> 損害なし <input checked="" type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> その他	別紙記載のとおり
② 車両損害	284,580 円	<input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 一部認める 認める金額 _____円 <input checked="" type="checkbox"/> 全額否認 <input type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 証拠書類不足 <input type="checkbox"/> 損害なし <input checked="" type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> その他	同上
③ 司法書士 費用	12,000 円	<input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 一部認める 認める金額 _____円 <input type="checkbox"/> 全額否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 証拠書類不足 <input type="checkbox"/> 損害なし <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	同上
請求総額	416,580 円			

第3 進行等についての意見

被申立人の意見は、以下のとおりです。

まず、①の精神的損害につきましては、原子力損害賠償紛争審査会における「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」と略称します。）によれば、避難等対象者（本件事故が発生した後に、対象区域内から、同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者等）が受けた精神的損害のうち、一定のものは賠償すべき損害と認められます。具体的には、本件事故が発生した後に、対象区域（被申立人福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内等の避難区域を含みます。）から実際に避難した上引き続く同区域外滞在を長期間余儀なくされた者等が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を一定の額で賠償することとされています（中間指針「第3」損害項目6（17頁））。

かかる賠償の対象となるのは、あくまでの本件事故発生時に対象区域内に生活の本拠がある方であり、一時的な滞在にとどまる場合は含まれません。

この点、■■■様は、本件事故発生に先立つ震災により、勤務先である■■■■から避難をされて車中泊等余儀なくされ、その後の本件事故によりユラックス熱海や郡山高校の体育館に一時的に滞在した等とご主張されています。そうしますと、■■■様は、勤務先からの避難に伴って一時的に不自由な生活を送らざるを得なかったということにとどまり、本件事故発生時に対象区域内に生活の本拠があったものではなく、また、長期間にわたり日常生活が阻害されたということもできません。

したがって、申立人は、中間指針等で賠償の対象とされる避難等対象者

にはあらず、ご請求を否認することとさせていただきます。

次に、申立人は、自動車の買い替えについて、震災発生時の時価額と売却代金額との差額を請求しております。

これにつきましても、本件事故との因果関係が肯定される損害を賠償すべきであるとする原則に従わなければなりません。本件車両は、持ち出しが可能であって、その放射線量の検査を受けた結果も汚染基準未満であったということでもあります。

車両の使用を継続するか、それとも処分するかについては、所有者のお考えによるところでありますが、当該車両が基準未満であったということは、なお通常の使用に堪えるものであったことがうかがえます。それにもかかわらず、車両をご使用にならずに売却されたということであれば、これは、ご自身の責任と判断によるものといわざるを得ず、仮に売却により何らかの差額が生じたとしても、それは本件事故による損害ではありません。

このように解さなければ、基準値を超えなくても「何となく不安だから売却をしたところ、差損が生じた。」として全ての請求が認められる結果となってしまう検査そのものが無意味に帰するおそれがあるため、ご理解をいただきたいと思えます。

したがって、車両の損害については、ご請求を否認することとさせていただきます。

最後に、司法書士費用につきましては、本件申立てが個人様からのものであるため、総括基準や仲介委員の見解を踏まえ検討させていただきたいと思えますが、本件においては、各項目の損害の発生自体に因果関係を認めがたいため、認否を留保することとさせていただきます。

以 上

平成24年(東)第■■■■号

申立人 ■■■■ ■■■■

被申立人 東京電力株式会社

申立人第1主張書面

平成24年12月4日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人代理人司法書士 菅波 佳子



第1 精神的損害について

- 1 申立人は、避難等対象区域外に生活の本拠があるため、一時立ち入りが認められていない。申立人は、警戒区域内にある勤務先に置いたままの私物の持ち出しも出来ないままである。
- 2 申立人は、勤務先に個人で購入した椅子や上着、高級茶葉(プーアル茶・高山烏龍茶など)など置いたままとなっている。また、置いてきた車両の中には、震災当日に購入した食料品や衣類、靴、その他車内の座布団やぬいぐるみなどがあったが、持ち出し後に全て処分している。
- 3 申立人は、無用な被ばくの恐怖にさらされ、一週間もの間、避難所でプライバシーも確保出来ない不自由な生活を強いられ、私物を持ち出すことが出来ないまま、愛着のあるものを処分しなければならなかった。
- 4 申立人は、車両の持ち出しが出来ないため、平成23年4月8日に車両を購入せざるを得なかった。当時レンタカー会社も休業しており、外出の際には、公共交通機関であるバスを利用するには、自宅から一番近いバス停留所(神下入り口)までは徒歩30分かかる。申立人も避難所から脱出することが出来ず、車両の持ち出しが出来ないことで、大学生の子があるのに避難も出来ず、約1ヶ月もの間、断水している自宅で、日常生活が阻害されている。本件事故直後の1ヶ月間で、申立人の居住地域の近隣住民世帯のうち、避難できずに留まっていたのは申立人世帯だけである。

第2 車両の損害について

- 1 申立人が車両の持ち出しをしたのは、平成23年8月25日である。当時の国の基準値は、10万cpmであり、汚染基準値未満であった車両が現在の国の基準値である1万3000cpmを超えているとして、警戒区域内へ戻している住民も多くある。
- 2 申立人は、本件原発事故がなければ、購入して2年程度の車両を手放し、新たに車両を再購入する必要もなかったものであり、売却によって生じた損害の賠償を求める。

以上

平成24年(東)第■■■■号
申立人 ■■■■
被申立人 東京電力株式会社

和解案(全部和解)提示書

平成24年12月12日

司法書士 菅波 佳子 様

原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員 尾野 恭史
調査官 永田 敏樹
電 話 03-4334-6130(代)
F A X 03-4334-6146

冠省 頭書事件に関する別紙1の和解案をお送りいたします。ご検討いただき、受諾できる場合には、別紙2の回答書に署名・押印及び希望振込先口座をご記入いただき、平成24年12月26日までに当センターまでご返送ください。なお、恐縮ですが、返送に係る郵送料につきましては、ご負担を頂けますようお願いいたします。

また、受諾できない場合にも、電話又は書面にて、平成24年12月26日までに当センターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、別紙1の和解案は、被申立人にも送付し、受諾の可否につき回答を求めているものであり、現時点で被申立人が同和解案に応じているものでないことを念のため付言いたします。

また、当センターにて検討した結果、同和解案に記載されたもの以外の損害項目については、和解による解決は困難であり、本和解案の対象とはしておりません。

草々

別紙1

<和解案 (平成24年(東)第■■■■号事件)>

損害項目	期間	和解金額	理由(算定根拠、証拠資料等)
【平成23年分】			
精神的損害	自 平成23年3月 11日 至 平成23年3月 18日	120,000円	中間指針
財物損害		284,580円	旧車両の再取得価格784,580円と売却価格500,000円との差額
司法書士費用		12,000円	申立額(統括基準6(上記損害合計額の3%)よりも少ないため)
和解金額		416,580円	既払い金は控除せず

和解契約書(全部和解)案

原子力損害賠償紛争解決センター平成24年(東)第■■■■号事件(以下「本件」という。)につき、申立人■■■■(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 精神的損害
- (2) 車両ナンバー「いわき500ひ■■■■」の車両に係る損害
- (3) 司法書士費用

2 期間

上記1(1)について、
自 平成23年3月11日
至 平成23年3月18日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金416,580円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 精神的損害
120,000円
- (2) 車両ナンバー「いわき500ひ■■■■」の車両に係る損害
284,580円
- (3) 司法書士費用
12,000円

第3 支払方法

被申立人は、申立人に対し、第2項の和解金416,580円を、申立人が署名・押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から21日以内に、申立人が指定する次の銀行口座に振り込む方法で支払う。

なお、振込手数料は被申立人の負担とする。

金融機関
預金種目
口座番号
口座名義

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 年 月 日

(申立人)

住所 本書面に記入いただく必要はございません。

氏名 本書面に記入いただく必要はございません。

(被申立人)

本和解契約書は、和解の内容をご確認いただくためにお送りした書面であり、正式な和解契約書ではありません。

本書面の内容でよろしければ、改めて同内容の正式な和解契約書をお送りいたしますので、本書面をご返送いただく必要はございません。

別紙2

事件番号 平成24年(東)第[]号
申立人 []
被申立人 東京電力株式会社

回 答 書

平成 年 月 日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人
住所

氏名

印

頭書事件につき、平成24年12月12日提示の原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受諾します。

以上

※ 和解が成立した場合の和解金の振込先口座を以下にご記入ください。
なお、申立人が複数の場合であって、それぞれ異なる振込先口座を指定される場合には、別の用紙にご記入の上、あわせてご送付ください。

金融機関： _____ 銀行（金融機関コード： _____）

支店名： _____ 支店（支店コード： _____）

種別： _____ 預金口座

口座番号： _____

口座名義： _____（ _____）

事件番号 平成24年(東)第[]号
申立人 []
被申立人 東京電力株式会社

回答書

平成24年12月14日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

福島県いわき市平[]

申立人 []

福島県福島市南中央三丁目7番地2

鶴島ガーデン605号

上記申立人代理人司法書士 菅波佳子



頭書事件につき、平成24年12月12日提示の原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受諾します。

<振込先口座>

金融機関 [] ([])
支店名 [] ([])
種別 普通預金
口座番号 []
口座名義 [] ([])

事件番号 平成24年(東)第[]号
申立人 []
被申立人 東京電力株式会社

上申書

平成24年12月14日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

福島県いわき市平 []
申立人 []

福島県福島市南中央三丁目7番地2
鶴島ガーデン60
上記申立人代理人司法書士 菅波佳子

頭書事件につき、平成24年12月12日提示の原子力損害賠償紛争解決センターの和解案提示理由を書面にて申立人に対し、開示していただけますよう上申いたします。

以上

調査官より(有)
理由書の作成には時間を
要するため現在は書面での開示は
しきれぬこと。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成24年(東)第■■■■号事件(以下「本件」という。)につき、申立人■■■■(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 精神的損害
- (2) 車両ナンバー「いわき500ひ■■■■」の車両に係る損害
- (3) 司法書士費用

2 期間

上記1(1)について、
自 平成23年3月11日
至 平成23年3月18日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金416,580円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 精神的損害
120,000円
- (2) 車両ナンバー「いわき500ひ■■■■」の車両に係る損害
284,580円
- (3) 司法書士費用
12,000円

第3 支払方法

被申立人は、申立人に対し、第2項の和解金416,580円を、申立人が署名・押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から21日以内に、申立人が指定する次の銀行口座に振り込む方法で支払う。

なお、振込手数料は被申立人の負担とする。

金融機関 〇〇銀行 〇〇支店
預金種目 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義 〇〇〇〇〇〇〇〇
(〇〇〇〇〇〇〇〇)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名・（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 25 年 1 月 12 日

(申立人)

住所 福島県いわき市

氏名 〇〇〇〇〇〇

(被申立人)

東京都千代田区千代田1丁目1番3号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己

